

Subject: 【日歯保険医療課】 社会保険歯科診療報酬点数早見表（令和6年1月）の送付について

From: 日歯保険医療課 <iryou@jda.or.jp>

Date: 2023/12/04 10:19

To: undisclosed-recipients;

都道府県歯科医師会 御中

お世話になっております。

令和6年1月からの歯科用貴金属材料の随時改定に際して、
添付の通り社会保険歯科診療報酬点数早見表（3, 4枚目）を作成いたしました。
都道府県歯科医師会へは12月8日（金）を目途に2枚1セット2つ折り（赤黒版）が
到着するよう準備しております。（一部地域除く）

また、今回は1, 2枚目につきまして、

「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」、「一般名処方加算の特例措置」
が令和5年12月31日をもって終了となりますので、当該部分を削除しております。
こちらはデータのみで、紙媒体での送付は行いません。

なお、早見表は本会ホームページ・メンバーズルーム（医療保険・診療報酬コンテンツ
内）においても、
後日に掲載予定です。

また、厚生労働省より関連通知が発出されておりますので、あわせてお送りいたします。
本連絡は社保ネット担当の先生方にも社保ネット（メール）を通じてお送りしております。

〈添付ファイル〉

- ・点数早見表（令和6年1月）白黒版データ（1）～（4）
- ・点数早見表（令和6年1月）赤黒版データ（1）～（4）
- ・「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う
特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について

☆☆-----

公益社団法人 日本歯科医師会

事業部 保険医療課

〒102-0073東京都千代田区九段北4-1-20

TEL:03-3262-9215

FAX:03-3262-8970

mailto:iryou@jda.or.jp

-----☆☆

社会保険歯科診療報酬点数早見表(1)

(令和6年1月1日実施)

日本歯科医師会

<注> 下記点数のうちゴシックは所定点数、() の点数は6歳未満の乳幼児又は著しく歯科診療が困難な者を診療した場合の点数。

	《※印は施設基準届出が必要》	外来環 1*	時間外	休日	深夜	乳	乳時間外	乳休日	乳深夜	特	乳+特	特導	乳+特導	特連*	特地	
			休日・深夜を除く 標準時間外	日曜・祝日 12/29~1/3	午後10時~ 午前6時	6歳未満	乳幼児における時間外、休日、深夜の診療	著しく治療が困難な者	治療環境に円滑に 対応できるようにする	特連医療 機関	特連を除く 歯科診療所					
初診	歯科初診料*264 歯科初診料(未届の場合) ...240	+23	+85	+250	+480	+40	+125	+290	+620	+175	+215	+250	+290	+150	+100	
再診	歯科再診料*56 歯科再診料(未届の場合) ...44	明細+1 +3	+65	+190	+420	+10	+75	+200	+530	+175	+185					
医学 管理	《※印は算定に文書による情報提供が必要な場合》															
	歯科疾患管理料100 (初診月).....80	新製有床義歯管理料* (装着月1回に限る) { 困難230 上記以外 190														診療情報提供料 (I)*250
	文書提供加算*+10	周術期等口腔機能管理計画策定料*300 (手術等に係る一連の治療中1回)														歯科診療が困難な者又は歯科訪問診療料算定患者を、 以下に紹介した場合の加算+100
	長期管理加算 (初診月から起算して6月を超えた場合) か強診+120 上記以外+100	周術期等口腔機能管理料 (I)* 手術前 (1回に限り)280 手術後 (3月以内、計3回まで)190														歯科診療特別対応連携施設、地域歯科診療支援病院、 医科保険医療機関、指定居宅介護支援事業者 歯科診療特別対応連携施設又は地域歯科診療支援病院が 歯科診療実施保険医療機関に紹介した場合の加算+100
	エナメル質初期う蝕管理加算 (かかりつけ歯科医機能強化型 歯科診療所)+260	周術期等口腔機能管理料 (II)* 手術前 (1回に限り)500 手術後 (3月以内、月2回まで)300														診療情報提供料 (II)*500
	洗口指導加算* (4歳以上16歳未満、修復終了後)+40 (注) う蝕多発傾向者が対象	周術期等口腔機能管理料 (III)* (放射線治療、化学療法 (予 定患者含) 又は緩和ケアを受ける患者) (月1回)200														連携強化診療情報提供料*150
	総合医療管理加算+50	薬剤情報提供料* (月1回、処方内容変更の場合はその都度)10 患者の求めに応じて手帳に記載した場合+3														診療情報連携共有料* (医科との連携)120
	口腔機能管理料*100	歯科特定疾患療養管理料 (月2回まで)170 共同療養指導計画加算*+100														歯科治療時医療管理料 (1日につき)45
	小児口腔機能管理料*100	退院時共同指導料1* (在宅療養支援歯科診療所1,2) (1回のみ) 900 (上記以外の歯科診療所) (1回のみ) ...500														特別管理指導加算+200
	歯科衛生実地指導料1* (月1回、15分以上指導)80 歯科衛生実地指導料2* (月1回15分以上又は合計15分以上)100 (歯科診療特別対応連携施設・地域歯科診療支援病院)															
歯周病患者画像活用指導料10 2枚目から1枚につき (1回につき5枚限り)+10																
歯科訪問診療料 (1日につき) (初・再診料を含む)																
歯科訪問診療における特掲診療料の加算																
同一建物に居住する患者数																
訪問診療のみ算定																
訪問診療 + 特別対応加算																
※初診料注1の未届医療機関は<>の点数で算定する																
在宅医療																
通信画像情報活用加算+30																
訪問歯科衛生指導料 (20分以上、月4回まで) (文書提供が必要) (訪問診療日より1月以内)																
在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料 (20分以上、月4回)																
小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料 (20分以上、月4回)																
在宅療養支援歯科診療所加算1+145 在宅療養支援歯科診療所加算2+80 かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所加算+75 栄養サポートチーム等連携加算1+80 栄養サポートチーム等連携加算2+80																
在宅療養支援歯科診療所加算1+145 在宅療養支援歯科診療所加算2+80 かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所加算+75 小児栄養サポートチーム等連携加算1+80 小児栄養サポートチーム等連携加算2+80																
在宅療養在宅療養管理料 (月1回)																
在宅患者緊急時等カンファレンス料 (月2回まで)200 (医療関係職種等がカンファレンスを行い、その結果を踏まえて指導した場合)																
フッ化物歯面塗布処置 (1口腔につき)																
在宅等療養患者専門の口腔衛生処置 (月1回)130 (195)																
非経口摂取患者口腔粘膜処置 (月2回)110 (165)																
咬合印象140 (238)																

社会保険歯科診療報酬点数早見表(2)

(令和6年1月1日実施)

日本歯科医師会

<注> 下記点数のうちゴシックは所定点数、()の点数は6歳未満の乳幼児又は著しく歯科診療が困難な者を診療した場合の点数。

検査	歯周病検査 (1口腔単位) (1月以内の検査2回目以降は50/100の算定)	電氣的根管長測定検査 (EMR) (1根管目) …… 30 2根管目から1根管につき ……+15	有床義歯咀嚼機能検査1 (1回につき) 下顎運動測定と咀嚼能力測定を併せて行う場合 …… 560 咀嚼能力測定のみを行う場合 ……140			
	歯周基本検査 (乳歯は歯数に含まない)	細菌簡易培養検査 (S培) (1歯1回につき) …… 60	有床義歯咀嚼機能検査2 (1回につき) 下顎運動測定と咬合圧測定を併せて行う場合 …… 550 咬合圧測定のみを行う場合 ……130			
画像	歯周精密検査 (乳歯は歯数に含まない)	顎運動関連検査 (1装置につき) ……380 〔下顎運動路描記法 (MMG), ゴシックアーチ描記法 (GoA)〕 〔パントグラフ描記法 (Ptg), チェックバイト検査 (ChB)〕 の場合	精密触覚機能検査 (月1回) …… 460			
	混合歯列期歯周病検査	咀嚼能力検査 (6月に1回) …… 140	小児口唇閉鎖力検査 (3月に1回) …… 100			
診断	口腔細菌定量検査 (1回につき) …… 130	咬合圧検査 (6月に1回) …… 130	睡眠時歯科筋電図検査 (一連につき) …… 580			
	歯周病部分的再評価検査 (歯周外科手術後1歯1回に限り) ……15	舌圧検査 (3月に1回) ……140				
処置	歯冠補綴時色調採得検査 ……10					
	単純撮影 (I) (フィルム料含む) ()の点数は一連症状確認標準型 48(38) 咬合型 58(48) 全顎10枚法 439 小児型 47(37), 48(38) 咬翼型 59(49) 全顎14枚法 451 3歳未満の乳幼児には撮影料50/100加算 3歳以上6歳未満の幼児には撮影料30/100加算	単純撮影 (II) (スタタスエックス2等) (フィルム料含む) スタタスエックス2 (カビネ使用) 1枚 ……154 注) フィルムの算定については、使用フィルムと四ツ切フィルムとの面積比により算定する。	パノラマ断層撮影 (フィルム料含む) 四ツ切 311 オルソパントモ型 (小) 317 (大) 315 〔3歳以上6歳未満 (小) 372 (大) 370〕			
投薬注射	処方料 6種以下 ……42 7種以上 ……29 (3歳未満+3)	薬剤料 (内服・浸煎 (1日分の薬価) 屯服 (1回分の薬価) -15円 外用 (1剤分の薬価) 注射薬剤 (1回分の薬価)) ÷10円+1点 (1点未満の端数は切り上げる)	注) 静脈内 ……34 皮内・皮下・筋肉内 ……22			
	調剤料 1回の処方につき 内服・浸煎・屯服 ……11 外用 ……8					
リハビリ	歯科口腔リハビリテーション料1	歯科口腔リハビリテーション料2 ……54 (顎関節治療用装置装着患者, 月1回に限り, 施設基準)	摂食機能療法 (1日につき) 30分以上 ……185 ・治療開始から3月以内, 1日単位で算定 ・治療開始から4月以上, 月4回に限り 30分未満 ……130 ・脳卒中発症から14日以内, 1日単位で算定			
	1 有床義歯 (装着月以外, 月1回に限り) 困難 ……124 上記以外 ……104 2 舌接触補助床 (月4回に限り) ……194 3 その他 (口蓋補綴, 顎補綴, 月4回に限り) ……189					
処置	う蝕処置 (1歯1回につき) …… 18 (27)	フッ化物歯面塗布処置 (1口腔につき) う蝕多発傾向者 (16歳未満, 3月に1回) …… 110 (165) 初期の根面う蝕 (65歳以上, 3月に1回) …… 110 (165) エナメル質初期う蝕 (3月に1回) …… 130 (195)	暫間固定 (固定源となる歯は歯数に含めない) 簡単なもの …… 230 (345) (エナメルボンドシステムの場合は200点 (300点)) 困難なもの …… 530 (795) (エナメルボンドシステムの場合は500点 (750点))			
	咬合調整 { 1~9歯 …… 40 (60) 10歯以上 …… 60 (90)	歯周病安定期治療 (SPT) { 1~9歯 …… 200 (300) 10~19歯 …… 250 (375) 20歯以上 …… 350 (525) (歯周外科手術後の治療間隔の短縮が必要な場合は月1回可) (かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所において治療を開始した場合は月1回可) かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所加算 (月1回) ……+120 (+180)	暫間固定装置修理 …… 70 (105) 暫間固定除去 (1装置につき) …… 30 (45) 線副子 (1顎につき) …… 680 (1020)			
残根削合 (1歯1回につき) …… 18 (27)	歯周病重症化予防治療 (P重防) { 1~9歯 ……150 (225) 10~19歯 ……200 (300) 20歯以上 ……300 (450) (3月に1回)	口腔内装置1 顎関節治療用装置 …… 1530 (1545) 歯ぎしりに対する口腔内装置 …… 1650 (1725)				
歯髄保護処置 (1歯につき) { 歯髄温存療法 ……190 (285) 直 PCap ……152 (228) 間 PCap …… 36 (54)	周術期等専門的口腔衛生処置 (1口腔につき) 周術期等専門的口腔衛生処置1 ……100 (150) (周I, 周IIの入院中患者に衛生士が実施, 術前・術後に1回限り) (周IIIの患者に衛生士が実施, 周III算定月に月2回限り) 周術期等専門的口腔衛生処置2 ……110 (165) (歯科医師又は衛生士が実施, 口腔粘膜に対する処置を行い, 口腔粘膜保護材を使用した場合, 1回に限り)	口腔内装置2 顎関節治療用装置 …… 830 (845) 歯ぎしりに対する口腔内装置 …… 950 (1025)				
象牙質レジンコーティング (1歯につき) …… 46 (69)	機械的歯面清掃処置 (1口腔につき) …… 72 (108) (歯科医師又は衛生士が実施, 2月に1回に限り)	口腔内装置3 歯ぎしりに対する口腔内装置 …… 800 (875) 気管内挿管時の歯の保護等を目的として製作した 口腔内装置 …… 680 (695)				
早期充填処置 (シーラント) (乳歯又は幼若永久歯) (1歯につき, 歯面清掃, 前処理, 材料料を含む)	歯周病処置 (P処) (1口腔1回につき) …… 14 (21) 歯周治療用装置 (印象, 装着等を含む) (人工歯, 鉤等は別算定) (歯周精密検査を実施した場合に算定)	睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置 (1装置につき) 睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置1 …… 3300 (3450) 睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置2 …… 2300 (2450)				
{ 複合レジン系 ……145 (212) ガラスイオノマー系 (標準型) ……142 (209) 自動練和型 ……143 (210)	冠形態 (1歯につき) …… 50 (75) 床義歯形態 (1装置につき) ……750 (1125)	舌接触補助床 (1装置につき) 新たに製作した場合 ……2620 (2680) 旧義歯を用いた場合 ……1120 (1180)				
除去 (1歯につき) { 簡単 …… 20 (30) 困難 …… 48 (72) 著しく困難 …… 80 (120)		口腔内装置調整・修理 (1口腔につき) 口腔内装置調整 { 睡眠時無呼吸症候群, 歯ぎしり …… 120 (180) 上記以外 …… 220 (330)				
根管内異物除去 ……150 (225) 手術用顕微鏡加算 ……+400 (+600)		口腔内装置修理 …… 234 (351) 術後即時顎補綴装置 (1顎につき) ……2800 (2950) 注) 暫間固定, 線副子, 口腔内装置, 睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置, 舌接触補助床, 術後即時顎補綴装置の点数は装着料を含む。印象採得料, 装着材料料は別算定。				
歯の破折片除去 (麻酔の費用は別算定) …… 30 (45)						
有床義歯床下粘膜調整処置 (1顎1回につき) ……110 (165)						
う蝕薬物塗布処置 { 3歯まで …… 46 (69) 4歯以上 …… 56 (84)						
知覚過敏処置 (1口腔1回につき) { 3歯まで …… 46 (69) 4歯以上 …… 56 (84)						
生活歯髄切断 (1歯につき) …… 230 (345) 歯根完成期以前及び乳歯 ……+40 (+60)						
失活歯髄切断 (1歯につき) …… 70 (105)						
口腔粘膜処置 (1口腔につき) …… 30 (45) (レーザー照射による処置を行った場合)						
後出血処置 ……530 (795) 6歳未満 ……560 (840) (後出血処置は麻酔に使用した薬剤料を別途算定)						
口腔内外科後処置 (1口腔1回につき) …… 22 (33)						
口腔外外科後処置 (1回につき) …… 22 (33)						
抜髄 (1歯につき)	感染根管処置 (1歯につき)	根管貼薬処置 (1歯1回につき)	根管充填 (1歯につき)	抜髄即充 (1歯につき) 《 》内は歯科訪問診療のみ算定患者の点数	感根即充 (1歯につき)	加圧根充処置 (1歯につき) (補管届出医療機関のみ) エックス線による確認
単根 232 (302) (歯髄温存療法後3月以内) 2根 424 (551) (190点減算) 3根以上 598 (897) (直PCap後1月以内) (152点減算)	単根 158 (205) 2根 308 (400) 3根以上 448 (672)	単根 32 (48) 2根 40 (60) 3根以上 56 (84)	単根 72 (108) 2根 94 (141) 3根以上 122 (183)	単根 304 (410) 《374》 (歯髄温存療法後3月以内) 2根 518 (692) 《645》 (190点減算) 3根以上 720 (1080) 《1019》 (直PCap後1月以内) (152点減算)	単根 230 (313) 《277》 2根 402 (541) 《494》 3根以上 570 (855) 《794》	単根 138 (207) 2根 166 (249) 3根以上 210 (315) 手術用顕微鏡加算 (3根以上) ……+400 (+600) Ni-Tiロータリーファイル加算 ……+150 (+225)

社会保険歯科診療報酬点数早見表(3)

(令和6年1月1日実施)

日本歯科医師会

<注> 下記点数のうちゴシックは所定点数、() の点数は6歳未満の乳幼児又は著しく歯科診療が困難な者を診療した場合の点数。

手		術																																																																																																										
《麻酔に使用した薬剤料は別途算定》																																																																																																												
抜歯手術 (1歯につき) 乳歯 …… 130 (195) 前歯 …… 160 (240) 白歯 …… 270 (405) 難抜歯加算 …… +230 (+345) (前歯、白歯のみ、歯根肥大・骨の癒着歯等に対する骨の開さく又は歯根分離術) 埋伏歯 …… 1080 (1620) (骨性の完全埋伏歯又は水平埋伏歯に限る) 下顎智歯 (骨性・水平埋伏) …… +130 (+195) 歯根分割掻爬術 …… 260 (390) ヘミセクション(分割抜歯) …… 470 (705) 抜歯窩再掻爬手術 …… 130 (195) 歯槽骨整形手術 } …… 110 (165) 骨瘤除去手術 } 腐骨除去手術 歯槽部に限局するもの …… 600 (900) 顎骨(片側の1/3未満) …… 1300 (1950) 顎骨(片側の1/3以上) …… 3420 (5130)	口腔内消炎手術 智歯周囲炎の歯肉弁切除等 …… 120 (156) 歯肉膿瘍等 …… 180 (234) 骨膜下膿瘍、口蓋膿瘍等 …… 230 (345) 顎炎又は顎骨骨髓炎等 1/3顎未満 …… 750 (1125) 1/3顎以上 …… 2600 (3900) 全顎 …… 5700 (8550) 口腔外消炎手術 (骨膜下・皮下膿瘍、蜂窩織炎等) 2cm未満のもの …… 180 (270) 2cm以上5cm未満のもの …… 300 (450) 5cm以上のもの …… 750 (1125) 歯根嚢胞摘出手術 歯冠大 …… 800 (1200) 拇指頭大 …… 1350 (2025) 鶏卵大 …… 2040 (3060) 歯根端切除手術 (1歯につき) (歯根端閉鎖の費用を含む) 歯科CT、手術用顕微鏡を使用 …… 2000 (3000) 上記以外 …… 1350 (2025) 注) 歯根端切除と歯根嚢胞摘出を同時に行った場合の従たる手術は50/100算定。	口腔内軟組織異物(人工物)除去術 簡単なもの …… 30 (45) 困難なもの 浅在性のもの …… 680 (1020) 深在性のもの …… 1290 (1935) 歯肉、歯槽部腫瘍手術 (エプーリスを含む) 軟組織に限局するもの …… 600 (900) 硬組織に及ぶもの …… 1300 (1950) 顎関節脱臼非観血的整復術 (片側) …… 410 (615) 歯槽骨骨折非観血的整復術 1～2歯 …… 680 (1020) 3歯以上 …… 1300 (1950) 創傷処理 (口腔内縫合術) 長径5cm未満(小深) …… 1400 (2100) ♪ 5cm以上10cm未満(中深) …… 1880 (2820) ♪ 5cm未満(小浅) …… 530 (795) ♪ 5cm以上10cm未満(中浅) …… 950 (1425)	歯周外科手術 歯周ポケット掻爬術 …… 80 (120) 新付着手術 …… 160 (240) 歯肉切除手術 …… 320 (480) 歯肉剝離掻爬手術 …… 630 (945) 歯周組織再生誘導手術 (GTR術)(材料料は別算定) 1次手術(誘導膜の固定) …… 840 (1260) FOp及びGTR1次手術時歯根面レーザー 応用加算 …… +60 (+90) 2次手術(非吸収性膜の除去) …… 380 (570) 歯肉歯槽粘膜形成手術 歯肉弁根尖側移動術 …… 770 (1155) 歯肉弁歯冠側移動術 …… 770 (1155) 歯肉弁側方移動術 …… 770 (1155) 遊離歯肉移植術 (手術野ごと) …… 770 (1155) SPT開始後の歯周外科手術は50/100で算定 頬、口唇、舌小帯形成術 …… 630 (945)																																																																																																									
麻酔 伝達麻酔 …… 42 (63) (下顎孔・眼窩下孔) 浸潤麻酔 …… 30 (45) (手術、120点以上の処置、特に規定する処置、歯冠形成、う蝕歯即時充填形成、う蝕歯インレー修復形成以外で算定)	吸入鎮静法 30分まで …… 70 (105) 30分を超えた場合は30分又はその端数を増すごとに …… +10 (+15)	静脈内鎮静法 …… 600 (900)																																																																																																										
補綴時診断料 (1装置につき) 新製(ブリッジ、有床義歯の新製) …… 90 新製以外 …… 70 歯冠形成 (1歯につき) (大臼歯の1/2冠は生活歯をブリッジの支台に用いる場合に限り) <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">金属冠</th> <th colspan="2">非金属冠</th> <th>既製冠</th> </tr> <tr> <th>前歯1/2冠 レジン前装金属冠 レジン前装チタン冠</th> <th>白歯1/2冠 FMC チタン冠</th> <th>接着Brの支台 接着冠</th> <th>硬質レジン</th> <th>CAD/CAM冠 高強度硬質 レジンブリッジ</th> <th>乳歯金属冠 既製金属冠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生PZ</td> <td>796 (1194)</td> <td>306 (459)</td> <td>796 (1194)</td> <td>306 (459)</td> <td>796 (1194)</td> <td>120 (180)</td> </tr> <tr> <td>失PZ</td> <td>636 (954)</td> <td>166 (249)</td> <td>166 (249)</td> <td>166 (249)</td> <td>636 (954)</td> <td>114 (171)</td> </tr> </tbody> </table> ブリッジ支台歯形成加算 (金属冠、非金属冠) …… +20 (+30) テンポラリークラウン (1歯1回)(製作、装着、装着材料料の費用を含む) …… 34 (51) (前歯のレジン前装金属冠、硬質レジンジャケット冠、レジン前装チタン冠、CAD/CAM冠) 窩洞形成 (KP) {単純なもの …… 60 (90) 複雑なもの …… 86 (129) ※Br支台歯形成加算として複雑なもののみ(1歯につき)+20 (+30) う蝕歯無痛窩洞形成加算 (う蝕無痛) (KPと充形が対象) …… +40 (+60) 支台築造 (材料料を含む) <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th>メタルコア</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大臼歯</td> <td>260 (348)</td> <td>159 (222)</td> </tr> <tr> <td>前・小白歯</td> <td>202 (277)</td> <td>147 (210)</td> </tr> </tbody> </table> ファイバーポスト (材料料を含む) (大・小白歯は根管数により最大2本まで) <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th>ファイバー ポスト</th> <th>直接法</th> <th>間接法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大臼歯</td> <td>1本 2本</td> <td>262 (349) 323 (410)</td> <td>284 (382) 345 (443)</td> </tr> <tr> <td>前・小白歯</td> <td>1本 2本</td> <td>224 (298) 285 (359)</td> <td>246 (331) 307 (392)</td> </tr> </tbody> </table>		金属冠			非金属冠		既製冠	前歯1/2冠 レジン前装金属冠 レジン前装チタン冠	白歯1/2冠 FMC チタン冠	接着Brの支台 接着冠	硬質レジン	CAD/CAM冠 高強度硬質 レジンブリッジ	乳歯金属冠 既製金属冠	生PZ	796 (1194)	306 (459)	796 (1194)	306 (459)	796 (1194)	120 (180)	失PZ	636 (954)	166 (249)	166 (249)	166 (249)	636 (954)	114 (171)		メタルコア	その他	大臼歯	260 (348)	159 (222)	前・小白歯	202 (277)	147 (210)		ファイバー ポスト	直接法	間接法	大臼歯	1本 2本	262 (349) 323 (410)	284 (382) 345 (443)	前・小白歯	1本 2本	224 (298) 285 (359)	246 (331) 307 (392)	即時充填形成(充形) …… 128 (192) インレー修復形成(修形) …… 120 (180) <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">充填1</th> <th colspan="2">充填2</th> </tr> <tr> <th colspan="2">(歯面処理を行う場合、1歯につき、材料料を除く)</th> <th colspan="2">(充填1以外、1歯につき、材料料を除く)</th> </tr> <tr> <th>単純なもの</th> <th>複雑なもの</th> <th>単純なもの</th> <th>複雑なもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>106 (159)</td> <td>158 (237)</td> <td>59 (89)</td> <td>107 (161)</td> </tr> </tbody> </table> 充填用材料 (1窩洞につき) <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2"></th> <th>単純</th> <th>複雑</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>歯科充填用材料 I</td> <td>11</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">歯科充填用材料 II</td> <td>・光重合型複合レジン (複合レジン系)</td> <td>8</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>・光重合型レジン強化ガラスアイオノマー(ガラスアイオノマー系)標準型</td> <td>9</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>・光重合型レジン強化ガラスアイオノマー(ガラスアイオノマー系)自動練和型</td> <td>4</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>・複合レジン (複合レジン系)</td> <td>3</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">乳歯冠 (材料料を含む)</td> <td>乳歯金属冠 …… 230 (330)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>乳歯ジャケット冠 …… 392 (587)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">CRジャケット冠 (複合レジン系) (乳歯・永久歯の前歯のみ)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">充填用材料 I …… 430 (625)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">充填用材料 II …… 405 (600)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">既製金属冠 …… 229 (329)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	充填1		充填2		(歯面処理を行う場合、1歯につき、材料料を除く)		(充填1以外、1歯につき、材料料を除く)		単純なもの	複雑なもの	単純なもの	複雑なもの	106 (159)	158 (237)	59 (89)	107 (161)			単純	複雑	歯科充填用材料 I	11	29	歯科充填用材料 II	・光重合型複合レジン (複合レジン系)	8	22	・光重合型レジン強化ガラスアイオノマー(ガラスアイオノマー系)標準型	9	23	・光重合型レジン強化ガラスアイオノマー(ガラスアイオノマー系)自動練和型	4	11	・複合レジン (複合レジン系)	3	8	乳歯冠 (材料料を含む)	乳歯金属冠 …… 230 (330)			乳歯ジャケット冠 …… 392 (587)			CRジャケット冠 (複合レジン系) (乳歯・永久歯の前歯のみ)				充填用材料 I …… 430 (625)				充填用材料 II …… 405 (600)				既製金属冠 …… 229 (329)			
		金属冠			非金属冠		既製冠																																																																																																					
	前歯1/2冠 レジン前装金属冠 レジン前装チタン冠	白歯1/2冠 FMC チタン冠	接着Brの支台 接着冠	硬質レジン	CAD/CAM冠 高強度硬質 レジンブリッジ	乳歯金属冠 既製金属冠																																																																																																						
生PZ	796 (1194)	306 (459)	796 (1194)	306 (459)	796 (1194)	120 (180)																																																																																																						
失PZ	636 (954)	166 (249)	166 (249)	166 (249)	636 (954)	114 (171)																																																																																																						
	メタルコア	その他																																																																																																										
	大臼歯	260 (348)	159 (222)																																																																																																									
前・小白歯	202 (277)	147 (210)																																																																																																										
	ファイバー ポスト	直接法	間接法																																																																																																									
	大臼歯	1本 2本	262 (349) 323 (410)	284 (382) 345 (443)																																																																																																								
前・小白歯	1本 2本	224 (298) 285 (359)	246 (331) 307 (392)																																																																																																									
充填1		充填2																																																																																																										
(歯面処理を行う場合、1歯につき、材料料を除く)		(充填1以外、1歯につき、材料料を除く)																																																																																																										
単純なもの	複雑なもの	単純なもの	複雑なもの																																																																																																									
106 (159)	158 (237)	59 (89)	107 (161)																																																																																																									
		単純	複雑																																																																																																									
		歯科充填用材料 I	11	29																																																																																																								
歯科充填用材料 II	・光重合型複合レジン (複合レジン系)	8	22																																																																																																									
	・光重合型レジン強化ガラスアイオノマー(ガラスアイオノマー系)標準型	9	23																																																																																																									
	・光重合型レジン強化ガラスアイオノマー(ガラスアイオノマー系)自動練和型	4	11																																																																																																									
	・複合レジン (複合レジン系)	3	8																																																																																																									
乳歯冠 (材料料を含む)	乳歯金属冠 …… 230 (330)																																																																																																											
	乳歯ジャケット冠 …… 392 (587)																																																																																																											
CRジャケット冠 (複合レジン系) (乳歯・永久歯の前歯のみ)																																																																																																												
充填用材料 I …… 430 (625)																																																																																																												
充填用材料 II …… 405 (600)																																																																																																												
既製金属冠 …… 229 (329)																																																																																																												
印象採得料 (1個につき) 支台築造 (メタルコア・ファイバーポストの印象) …… 50 (75) 単純 …… 32 (48) 連合 …… 64 (96) 咬合採得料 (1個につき) …… 18 (27) 装着料 (1個につき) 歯冠修復 …… 45 (68) 内面処理加算 I (CAD/CAM冠、CAD/CAMインレー) …… +45 (+68) 装着材料料 接着性レジンセメント (レジン系) 標準型・自動練和型 …… 17 歯科用合着・接着材料 I (ガラスアイオノマー系レジンセメント (ガラスアイオノマー系)) 標準型 …… 10 自動練和型 …… 12 歯科用合着・接着材料 II …… 12 (ガラスアイオノマーセメント (接着用)、シアノアクリレート系セメント) 歯科用合着・接着材料 III …… 4 (歯科用燐酸亜鉛セメント、ハイポント燐酸亜鉛セメント、カルボキシレートセメント、水硬性セメント) 仮着用セメント (1歯につき) …… 4	歯冠修復 (材料料を含む、装着料・装着材料料は別算定) <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">金属歯冠修復</th> <th colspan="2">インレー</th> <th rowspan="2">前歯1/2冠</th> <th rowspan="2">白歯1/2冠</th> <th rowspan="2">FMC</th> <th>レジン前装金属冠</th> </tr> <tr> <th>単純なもの</th> <th>複雑なもの</th> <th>前歯・小白歯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乳歯</td> <td>銀合金</td> <td>205</td> <td>315</td> <td>980</td> <td>920</td> <td>1219</td> <td>2127</td> </tr> <tr> <td>前歯・小白歯</td> <td>金パラ</td> <td>438</td> <td>778</td> <td>408</td> <td>348</td> <td>502</td> <td>1280</td> </tr> <tr> <td></td> <td>銀合金</td> <td>205</td> <td>315</td> <td>1159</td> <td>1523</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>大臼歯</td> <td>金パラ</td> <td>555</td> <td>959</td> <td>363</td> <td>520</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>銀合金</td> <td>214</td> <td>325</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">14K (前歯に限る)</td> <td></td> <td>1463</td> <td>1843</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 根面被覆 (材料料を含む) <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">根面板</th> <th colspan="2">前歯・小白歯</th> <th>大臼歯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金パラ</td> <td>438</td> <td>555</td> </tr> <tr> <td>銀合金</td> <td>205</td> <td>214</td> </tr> <tr> <td>レジン充填</td> <td colspan="2">117 (170)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 非金属歯冠修復 (材料料を含む) レジンインレー {単純 …… 157 複雑 …… 220 硬質レジンジャケット冠 (前歯・小白歯) (大臼歯は金属アレルギーに限る) {光重合 …… 951 加熱重合 …… 776 CAD/CAM冠 (材料料を含む) <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>CAD/CAM冠用材料</th> <th>CAD/CAM冠</th> <th>CAD/CAMインレー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小白歯</td> <td>I</td> <td>1388</td> <td>938</td> </tr> <tr> <td></td> <td>II</td> <td>1381</td> <td>931</td> </tr> <tr> <td>大臼歯</td> <td>III</td> <td>1550</td> <td>1100</td> </tr> <tr> <td>前歯</td> <td>IV</td> <td>1638</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> チタン冠 (大臼歯に限る) …… 1266 レジン前装チタン冠 (前歯に限る) …… 1866	金属歯冠修復	インレー		前歯1/2冠	白歯1/2冠	FMC	レジン前装金属冠	単純なもの	複雑なもの	前歯・小白歯	乳歯	銀合金	205	315	980	920	1219	2127	前歯・小白歯	金パラ	438	778	408	348	502	1280		銀合金	205	315	1159	1523			大臼歯	金パラ	555	959	363	520				銀合金	214	325					14K (前歯に限る)			1463	1843				根面板	前歯・小白歯		大臼歯	金パラ	438	555	銀合金	205	214	レジン充填	117 (170)				CAD/CAM冠用材料	CAD/CAM冠	CAD/CAMインレー	小白歯	I	1388	938		II	1381	931	大臼歯	III	1550	1100	前歯	IV	1638																
金属歯冠修復	インレー		前歯1/2冠	白歯1/2冠				FMC	レジン前装金属冠																																																																																																			
	単純なもの				複雑なもの	前歯・小白歯																																																																																																						
	乳歯	銀合金	205	315	980	920	1219	2127																																																																																																				
前歯・小白歯	金パラ	438	778	408	348	502	1280																																																																																																					
	銀合金	205	315	1159	1523																																																																																																							
大臼歯	金パラ	555	959	363	520																																																																																																							
	銀合金	214	325																																																																																																									
14K (前歯に限る)			1463	1843																																																																																																								
根面板	前歯・小白歯		大臼歯																																																																																																									
	金パラ	438	555																																																																																																									
銀合金	205	214																																																																																																										
レジン充填	117 (170)																																																																																																											
	CAD/CAM冠用材料	CAD/CAM冠	CAD/CAMインレー																																																																																																									
小白歯	I	1388	938																																																																																																									
	II	1381	931																																																																																																									
大臼歯	III	1550	1100																																																																																																									
前歯	IV	1638																																																																																																										
印象採得料 (1個につき) 支台築造 (メタルコア・ファイバーポストの印象) …… 50 (75) 単純 …… 32 (48) 連合 …… 64 (96) 咬合採得料 (1個につき) …… 18 (27) 装着料 (1個につき) 歯冠修復 …… 45 (68) 内面処理加算 I (CAD/CAM冠、CAD/CAMインレー) …… +45 (+68) 装着材料料 接着性レジンセメント (レジン系) 標準型・自動練和型 …… 17 歯科用合着・接着材料 I (ガラスアイオノマー系レジンセメント (ガラスアイオノマー系)) 標準型 …… 10 自動練和型 …… 12 歯科用合着・接着材料 II …… 12 (ガラスアイオノマーセメント (接着用)、シアノアクリレート系セメント) 歯科用合着・接着材料 III …… 4 (歯科用燐酸亜鉛セメント、ハイポント燐酸亜鉛セメント、カルボキシレートセメント、水硬性セメント) 仮着用セメント (1歯につき) …… 4	小児保障装置 (印象採得料は単純印象で算定、クラウンループ又はバンドループを装着した場合に限る) …… 600 (900)																																																																																																											

社会保険歯科診療報酬点数早見表(4)

(令和6年1月1日実施)

日本歯科医師会

<注> 下記点数のうちゴシックは所定点数、() の点数は6歳未満の乳幼児又は著しく歯科診療が困難な者を診療した場合の点数。

ブリッジ	ブリッジ (1装置につき)	接着冠 (材料料を含む)			ボンテック (1歯につき) (材料料を含む)				
		5歯以下	6歯以上		前歯	小白歯	大白歯	小 白 歯	1361
	印象採得料	282 (423)	334 (501)	金パラ	980	920	1159	大 白 歯	1665
	咬合採得料	76 (114)	150 (225)	銀合金	408	348	363	大・小白歯	486
	リテイナー	100 (150)	300 (450)					前 歯	1920
	試 適 料 (前歯部に係る場合)	40 (60)	80 (120)					小 白 歯	1561
	装 着 料	150 (225)	300 (450)					大 白 歯	1725
	仮 着 料	40 (60)	80 (120)					前 歯	1247
								小 白 歯	701
								大 白 歯	561
	内面処理加算1 (高強度硬質レジンブリッジ) ……	+90 (+135)							
	内面処理加算2 (接着ブリッジ)(接着冠ごとに) …	1歯…+45 (+68) 2歯…+90 (+135)							
	注) ○5歯以下: 支台歯とボンテック数の合計が5歯以下の場合 6歯以上: 支台歯とボンテック数の合計が6歯以上の場合 ○接着ブリッジは、1歯欠損症例のみで、支台歯のうち1歯以上が接着ブリッジ支台歯の場合。								
	高強度硬質レジンブリッジ (1装置につき) (材料料を含む) ……	4229							
クラウン・ブリッジ維持管理料	クラウン・ブリッジ維持管理料 (補管) (1装置につき) 《文書により情報提供を行った場合に算定》	○クラウン・ブリッジ維持管理料には2年以内における同一部位を含む新たな歯冠補綴物又はブリッジの製作にかかわる費用を含む。 ○クラウン・ブリッジ維持管理中の補綴物の脱離再装着、対象歯の充填治療については、クラウン・ブリッジ維持管理料に含まれる。(装着材料料は別算定) ○クラウン・ブリッジ維持管理の対象となる歯冠補綴物は、インレーを除く金属歯冠修復、チタン冠、レジン前装金属冠、レジン前装チタン冠、硬質レジンジャケット冠、CAD/CAM冠である。			○すべての支台をインレーとするブリッジはクラウン・ブリッジ維持管理の対象としない。 ○乳歯(後継永久歯が先天性に欠如している乳歯を除く)はクラウン・ブリッジ維持管理の対象としない。 ○6歳未満の乳幼児若しくは著しく歯科診療が困難な者を診療した場合、又は歯科訪問診療についてはクラウン・ブリッジ維持管理の対象としない。 ○金属アレルギー患者に対する非金属歯冠修復、CAD/CAM冠及び高強度硬質レジンブリッジについては、クラウン・ブリッジ維持管理料の対象としない。 ○永久歯に対する既成の金属冠による歯冠修復はクラウン・ブリッジ維持管理料の対象としない。				
		歯冠補綴物	5歯以下ブリッジ	6歯以上ブリッジ					
		100	330	440					
有床義歯	印象採得料 (1装置につき)	単純印象 { 簡単なもの …… 42 (63) 困難なもの …… 72 (108)							
		連合印象 …… 230 (391)							
		特殊印象 …… 272 (462)							
	咬合採得料 (1装置につき)	少数歯欠損 (1床1歯~8歯) …… 57 (97)							
		多数歯欠損 (1床9歯~14歯) …… 187 (318)							
		総 義 歯 …… 283 (481)							
	仮床試適料 (1床につき)	少数歯欠損 (1床1歯~8歯) …… 40 (60)							
		多数歯欠損 (1床9歯~14歯) …… 100 (150)							
		総 義 歯 …… 190 (285)							
		磁性アタッチメント (材料料を含む)							
		前歯・小白歯	大白歯						
	キーパー付根面板 (キーパー代を含む)	金パラ	1077	1258					
		銀合金	614	624					
	磁石構造体	1037 (1167)							
	鑄造鉤 (材料料を含む)	双子鉤	二腕鉤 (レスト付)						
		大大・大小	犬小・小小	大白歯	小白・犬歯	前 歯			
	14 K	1783	1498	1478	1189	970			
	金 パ ラ	1239	1025	910	822	780			
	コバルトクロム合金	260	260	240	240	240			
	線 鉤 (材料料を含む)	双子鉤	二腕鉤 (レスト付)	レストなし					
	14 K	953	719	-					
	不銹鋼・特殊鋼	231	163	139					
	コンビネーション鉤 (材料料を含む、線鉤は不銹鋼・特殊鋼)	大白歯	小白・犬歯	前 歯					
	鑄造鉤	金 パ ラ	574	530	508				
	線 鉤	コ バ ル ト	274	274	274				
	バ ー (1個につき) (材料料を含む)	屈曲 不銹鋼・特殊鋼 …… 298							
		鑄造 { 金パラ …… 2035							
		{ 不銹鋼・特殊鋼 …… 476							
	保持装置 (1個につき) ……	+62							
	間接支台装置 (1個につき) ……	111							
	有床義歯 (装着料・材料料を含む、人工歯料は別算定) () 内は歯科訪問診療料のみ算定患者の点数	レジン床義歯			熱可塑性義歯	有床義歯内面適合法 (硬質材料)			
						6月以内			
	局 部 義 歯	1歯~4歯	656 (686)	727 (757)	276 (457) 《427》	168 (274) 《244》			
		5歯~8歯	795 (825)	949 (979)	328 (546) 《516》	194 (318) 《288》			
		9歯~11歯	1097 (1157)	1221 (1281)	490 (809) 《749》	305 (495) 《435》			
		12歯~14歯	1529 (1589)	1835 (1895)	692 (1152) 《1092》	406 (666) 《606》			
	総 義 歯	2424 (2539)	2949 (3064)	1020 (1688) 《1573》	625 (1017) 《902》				
	下顎総義歯内面適合法 軟質材料	シリコン系 …… 1596 (2551) 《2436》			6月以内 …… 996 (1531) 《1416》				
		アクリル系 …… 1530 (2485) 《2370》			6月以内 …… 930 (1465) 《1350》				
	歯科技工加算1 ……	+50 (+85) 《+85》							
	歯科技工加算2 ……	+30 (+51) 《+51》							
	装 着 料	少数歯欠損 (1歯~8歯) …… 60 (90)							
		多数歯欠損 (9歯~14歯) …… 120 (180)							
	総 義 歯 ……	230 (345)							
	人工歯料 (有床義歯、ジャケット冠(乳歯))	部 位		前 歯 部	小 ・ 白 歯 部				
		材 料	両 側	片 側	両 側	片 側			
	レジン歯	24	12	24	12				
	スルフォン樹脂	62	31	87	43				
	硬質レジン歯	58	29	73	37				
	床用陶歯	187	94	101	51				
	補綴隙 (1個につき) ……	65							
	有床義歯修理 (装着料を含む) () 内は歯科訪問診療料のみ算定患者の点数				6月以内の修理				
	少数歯欠損 (1歯~8歯)	290 (435) 《420》			160 (240) 《225》				
	多数歯欠損 (9歯~14歯)	320 (480) 《450》			190 (285) 《255》				
	総 義 歯	375 (563) 《505》			245 (368) 《310》				
	歯科技工加算1 (院内技工士により当日に修理、新たな欠損に対する増歯の場合) ……	+50 (+75) 《+75》							
	歯科技工加算2 (院内技工士により翌日に修理、新たな欠損に対する増歯の場合) ……	+30 (+45) 《+45》							
	注) ○印象採得、咬合採得を行った場合はそれぞれの点数を算定する。 ○有床義歯の修理、床裏装の際、人工歯を使用した場合それぞれの人工歯料を別に算定する。								

社会保険歯科診療報酬点数早見表(1)

(令和6年1月1日実施)

日本歯科医師会

<注> 下記点数のうちゴシックは所定点数、() の点数は6歳未満の乳幼児又は著しく歯科診療が困難な者を診療した場合の点数。

	《※印は施設基準届出が必要》	外来環 1*	時間外	休日	深夜	乳	乳時間外	乳休日	乳深夜	特	乳+特	特導	乳+特導	特連*	特地	
			休日・深夜を除く 標準時間外	日曜・祝日 12/29~1/3	午後10時~ 午前6時	6歳未満	乳幼児における時間外、休日、深夜の診療			著しく治療が困難な者	治療環境に円滑に対応 できるようにする		特連医療 機関	特連を除く 歯科診療所		
初診	歯科初診料*264 歯科初診料(未届の場合) ...240	+23	+85	+250	+480	+40	+125	+290	+620	+175	+215	+250	+290	+150	+100	
再診	歯科再診料*56 歯科再診料 (未届の場合) ...44	明細+1 +3	+65	+190	+420	+10	+75	+200	+530	+175	+185					
医学 管理	《※印は算定に文書による情報提供が必要な場合》															
	歯科疾患管理料100 (初診月).....80	新製有床義歯管理料* (装着月1回に限る) { 困難230 上記以外 190														診療情報提供料 (I)*250
	文書提供加算*+10	周術期等口腔機能管理計画策定料*300 (手術等に係る一連の治療中1回)														歯科診療が困難な者又は歯科訪問診療料算定患者を、 以下に紹介した場合の加算+100
	長期管理加算 (初診月から起算して6月を超えた場合) か強診+120 上記以外+100	周術期等口腔機能管理料 (I)* 手術前 (1回に限り)280 手術後 (3月以内、計3回まで)190														歯科診療特別対応連携施設、地域歯科診療支援病院、 医科保険医療機関、指定居宅介護支援事業者 歯科診療特別対応連携施設又は地域歯科診療支援病院が 歯科診療実施保険医療機関に紹介した場合の加算+100
	エナメル質初期う蝕管理加算 (かかりつけ歯科医機能強化型 歯科診療所)+260	周術期等口腔機能管理料 (II)* 手術前 (1回に限り)500 手術後 (3月以内、月2回まで)300														診療情報提供料 (II)*500
	洗口指導加算* (4歳以上16歳未満、修復終了後)+40 (注) う蝕多発傾向者が対象	周術期等口腔機能管理料 (III)* (放射線治療、化学療法 (予 定患者含) 又は緩和ケアを受ける患者) (月1回)200														連携強化診療情報提供料*150
	総合医療管理加算+50	薬剤情報提供料* (月1回、処方内容変更の場合はその都度)10 患者の求めに応じて手帳に記載した場合+3														診療情報連携共有料* (医科との連携)120
	口腔機能管理料*100	歯科特定疾患療養管理料 (月2回まで)170 共同療養指導計画加算*+100														歯科治療時医療管理料 (1日につき)45
	小児口腔機能管理料*100	退院時共同指導料1* (在宅療養支援歯科診療所1,2) (1回のみ) 900 (上記以外の歯科診療所) (1回のみ)500														特別管理指導加算+200
	歯科衛生実地指導料1* (月1回、15分以上指導)80 歯科衛生実地指導料2* (月1回15分以上又は合計15分以上)100 (歯科診療特別対応連携施設・地域歯科診療支援病院)															
歯周病患者画像活用指導料10 2枚目から1枚につき (1回につき5枚限り)+10																
歯科訪問診療料 (1日につき) (初・再診料を含む)																
歯科訪問診療における特掲診療料の加算																
同一建物に居住する患者数																
訪問診療のみ算定																
訪問診療+特別対応加算																
※初診料注1の未届医療機関は<>の点数で算定する																
在宅医療																
通信画像情報活用加算+30																
訪問歯科衛生指導料(20分以上、月4回まで)(文書提供が必要)(訪問診療日より1月以内)																
在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料 (20分以上、月4回)																
小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料 (20分以上、月4回)																
在宅療養支援歯科診療所加算1+145 在宅療養支援歯科診療所加算2+80 かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所加算+75 栄養サポートチーム等連携加算1+80 栄養サポートチーム等連携加算2+80																
在宅療養支援歯科診療所加算1+145 在宅療養支援歯科診療所加算2+80 かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所加算+75 小児栄養サポートチーム等連携加算1+80 小児栄養サポートチーム等連携加算2+80																
在宅療養在宅療養管理料 (月1回)																
在宅患者緊急時等カンファレンス料 (月2回まで)200 (医療関係職種等がカンファレンスを行い、その結果を踏まえて指導した場合)																
フッ化物歯面塗布処置 (1口腔につき)																
在宅等療養患者専門の口腔衛生処置 (月1回)130 (195)																
非経口摂取患者口腔粘膜処置 (月2回)110 (165)																
咬合印象140 (238)																

社会保険歯科診療報酬点数早見表(2)

(令和6年1月1日実施)

日本歯科医師会

<注> 下記点数のうちゴシックは所定点数、() の点数は6歳未満の乳幼児又は著しく歯科診療が困難な者を診療した場合の点数。

検査	歯周病検査 (1口腔単位) (1月以内の検査2回目以降は50/100の算定)	電氣的根管長測定検査 (EMR) (1根管目) …… 30 2根管目から1根管につき ……+15	有床義歯咀嚼機能検査1 (1回につき) 下顎運動測定と咀嚼能力測定を併せて行う場合 …… 560 咀嚼能力測定のみを行う場合 ……140			
	歯周基本検査 (乳歯は歯数に含まない)	細菌簡易培養検査 (S培) (1歯1回につき) …… 60	有床義歯咀嚼機能検査2 (1回につき) 下顎運動測定と咬合圧測定を併せて行う場合 …… 550 咬合圧測定のみを行う場合 ……130			
画像	歯周精密検査 (乳歯は歯数に含まない)	顎運動関連検査 (1装置につき) ……380 〔下顎運動路描記法 (MMG), ゴシックアーチ描記法 (GoA)〕 〔パントグラフ描記法 (Ptg), チェックバイト検査 (ChB)〕 の場合	精密触覚機能検査 (月1回) …… 460			
	混合歯列期歯周病検査	咀嚼能力検査 (6月に1回) …… 140	小児口唇閉鎖力検査 (3月に1回) …… 100			
診断	口腔細菌定量検査 (1回につき) …… 130	咬合圧検査 (6月に1回) …… 130	睡眠時歯科筋電図検査 (一連につき) …… 580			
	歯周病部分的再評価検査 (歯周外科手術後1歯1回に限り) ……15	舌圧検査 (3月に1回) ……140				
処置	歯冠補綴時色調採得検査 ……10					
	単純撮影 (I) (フィルム料含む) () の点数は一連症状確認標準型 48(38) 咬合型 58(48) 全顎10枚法 439 小児型 47(37), 48(38) 咬翼型 59(49) 全顎14枚法 451 3歳未満の乳幼児には撮影料50/100加算 3歳以上6歳未満の幼児には撮影料30/100加算	単純撮影 (II) (スタタスエックス2等) (フィルム料含む) スタタスエックス2 (カビネ使用) 1枚 ……154 注) フィルムの算定については、使用フィルムと四ツ切フィルムとの面積比により算定する。	パノラマ断層撮影 (フィルム料含む) 四ツ切 311 オルソパントモ型 (小) 317 (大) 315 〔3歳以上6歳未満 (小) 372 (大) 370〕			
投薬注射	処方料 6種以下 ……42 7種以上 ……29 (3歳未満+3)	薬剤料 (内服・浸煎 (1日分の薬価) 屯服 (1回分の薬価) -15円 外用 (1剤別の薬価) 注射薬剤 (1回分の薬価)) ÷10円+1点 (1点未満の端数は切り上げる)	処方箋 6種以下 ……68 7種以上 ……40 (3歳未満+3) 〔一般名処方1+7 一般名処方2+5〕			
	調剤料 1回の処方につき 内服・浸煎・屯服 ……11 外用 ……8	注 静脈内 ……34 射 皮内・皮下・筋肉内 ……22				
リハビリ	歯科口腔リハビリテーション料1	歯科口腔リハビリテーション料2 ……54 (顎関節治療用装置装着患者, 月1回に限り, 施設基準)	摂食機能療法 (1日につき) 30分以上 ……185 ・治療開始から3月以内, 1日単位で算定 ・治療開始から4月以上, 月4回に限り 30分未満 ……130 ・脳卒中発症から14日以内, 1日単位で算定			
	1 有床義歯 (装着月以外, 月1回に限り) 困難 ……124 上記以外 ……104 2 舌接触補助床 (月4回に限り) ……194 3 その他 (口蓋補綴, 顎補綴, 月4回に限り) ……189					
処置	う蝕処置 (1歯1回につき) …… 18 (27)	フッ化物歯面塗布処置 (1口腔につき) う蝕多発傾向者 (16歳未満, 3月に1回) …… 110 (165) 初期の根面う蝕 (65歳以上, 3月に1回) …… 110 (165) エナメル質初期う蝕 (3月に1回) …… 130 (195)	暫間固定 (固定源となる歯は歯数に含めない) 簡単なもの …… 230 (345) (エナメルボンドシステムの場合は200点 (300点)) 困難なもの …… 530 (795) (エナメルボンドシステムの場合は500点 (750点))			
	咬合調整 { 1~9歯 …… 40 (60) 10歯以上 …… 60 (90)	歯周病安定期治療 (SPT) { 1~9歯 …… 200 (300) 10~19歯 …… 250 (375) 20歯以上 …… 350 (525) (歯周外科手術後等の治療間隔の短縮が必要な場合は月1回可) (かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所において治療を開始した場合は月1回可) かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所加算 (月1回) ……+120 (+180)	スクレーピング (SC) { 1/3顎につき 1/3顎を増すごと 初回時 72 (108) +38 (+57) (1/3顎単位) 2回目以降 36 (54) +19 (+29)	暫間固定装置修理 …… 70 (105) 暫間固定除去 (1装置につき) …… 30 (45) 線副子 (1顎につき) …… 680 (1020)		
処置	残根削合 (1歯1回につき) …… 18 (27)	歯周基本治療 (浸麻の費用を含む)	口腔内装置1 顎関節治療用装置 …… 1530 (1545) 歯ぎしりに対する口腔内装置 …… 1650 (1725)			
	歯髄保護処置 (1歯につき) { 歯髄温存療法 ……190 (285) 直 PCap ……152 (228) 間 PCap …… 36 (54)	SRP { 前歯 小白歯 大白歯 初回時 60 (90) 64 (96) 72 (108) (1歯につき) 2回目以降 30 (45) 32 (48) 36 (54)	口腔内装置2 顎関節治療用装置 …… 830 (845) 歯ぎしりに対する口腔内装置 …… 950 (1025)			
処置	象牙質レジンコーティング (1歯につき) …… 46 (69)	歯周病重症化予防治療 (P重防) { 1~9歯 ……150 (225) 10~19歯 ……200 (300) 20歯以上 ……300 (450) (3月に1回)	口腔内装置3 歯ぎしりに対する口腔内装置 …… 800 (875) 気管内挿管時の歯の保護等を目的として製作した 口腔内装置 …… 680 (695)			
	早期充填処置 (シーラント) (乳歯又は幼若永久歯) (1歯につき, 歯面清掃, 前処理, 材料料を含む) 複合レジン系 ……145 (212) ガラスイオノマー系 (標準型) ……142 (209) 自動練和型 ……143 (210)	周術期等専門的口腔衛生処置 (1口腔につき) 周術期等専門的口腔衛生処置1 ……100 (150) (周I, 周IIの入院中患者に衛生士が実施, 術前・術後に1回限り) (周IIIの患者に衛生士が実施, 周III算定月に月2回限り) 周術期等専門的口腔衛生処置2 ……110 (165) (歯科医師又は衛生士が実施, 口腔粘膜に対する処置を行い, 口腔粘膜保護材を使用した場合, 1回に限り)	睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置 (1装置につき) 睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置1 …… 3300 (3450) 睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置2 …… 2300 (2450)			
処置	除去 (1歯につき) { 簡単 …… 20 (30) 困難 …… 48 (72) 著しく困難 …… 80 (120)	機械的歯面清掃処置 (1口腔につき) …… 72 (108) (歯科医師又は衛生士が実施, 2月に1回に限り)	舌接触補助床 (1装置につき) 新たに製作した場合 ……2620 (2680) 旧義歯を用いた場合 ……1120 (1180)			
	根管内異物除去 ……150 (225) 手術用顕微鏡加算 ……+400 (+600)	歯周病処置 (P処) (1口腔1回につき) …… 14 (21) 歯周治療用装置 (印象, 装着等を含む) (人工歯, 鉤等は別算定) (歯周精密検査を実施した場合に算定)	口腔内装置調整・修理 (1口腔につき) 口腔内装置調整 { 睡眠時無呼吸症候群, 歯ぎしり …… 120 (180) 上記以外 …… 220 (330)			
処置	歯の破折片除去 (麻酔の費用は別算定) …… 30 (45)	歯周病処置 (P処) (1口腔1回につき) …… 14 (21)	口腔内装置修理 …… 234 (351)			
	有床義歯床下粘膜調整処置 (1顎1回につき) ……110 (165)	冠形態 (1歯につき) …… 50 (75) 床義歯形態 (1装置につき) ……750 (1125)	術後即時顎補綴装置 (1顎につき) ……2800 (2950) 注) 暫間固定, 線副子, 口腔内装置, 睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置, 舌接触補助床, 術後即時顎補綴装置の点数は装着料を含む。印象採得料, 装着材料料は別算定。			
処置	う蝕薬物塗布処置 { 3歯まで …… 46 (69) 4歯以上 …… 56 (84)					
	知覚過敏処置 (1口腔1回につき) { 3歯まで …… 46 (69) 4歯以上 …… 56 (84)					
処置	生活歯髄切断 (1歯につき) …… 230 (345) 歯根完成期以前及び乳歯 ……+40 (+60)					
	失活歯髄切断 (1歯につき) …… 70 (105)					
処置	口腔粘膜処置 (1口腔につき) …… 30 (45) (レーザー照射による処置を行った場合)					
	後出血処置 ……530 (795) 6歳未満 ……560 (840) (後出血処置は麻酔に使用した薬剤料を別途算定)					
処置	口腔内外科後処置 (1口腔1回につき) …… 22 (33)					
	口腔外外科後処置 (1回につき) …… 22 (33)					
抜髄	感染根管処置 (1歯につき)	根管貼薬処置 (1歯1回につき)	根管充填 (1歯につき)	抜髄即充 (1歯につき) 《 》内は歯科訪問診療のみ算定患者の点数	感根即充 (1歯につき)	加圧根充処置 (1歯につき) (補管届出医療機関のみ) エックス線による確認
単根 232 (302) (歯髄温存療法後3月以内) 2根 424 (551) (190点減算) 3根以上 598 (897) (直PCap後1月以内 152点減算)	単根 158 (205) 2根 308 (400) 3根以上 448 (672)	単根 32 (48) 2根 40 (60) 3根以上 56 (84)	単根 72 (108) 2根 94 (141) 3根以上 122 (183)	単根 304 (410) 《374》 (歯髄温存療法後3月以内) 2根 518 (692) 《645》 (190点減算) 3根以上 720 (1080) 《1019》 (直PCap後1月以内 152点減算)	単根 230 (313) 《277》 2根 402 (541) 《494》 3根以上 570 (855) 《794》	単根 138 (207) 2根 166 (249) 3根以上 210 (315) 手術用顕微鏡加算 (3根以上) ……+400 (+600) Ni-Tiロータリーファイル加算 ……+150 (+225)

社会保険歯科診療報酬点数早見表(3)

(令和6年1月1日実施)

日本歯科医師会

<注> 下記点数のうちゴシックは所定点数、() の点数は6歳未満の乳幼児又は著しく歯科診療が困難な者を診療した場合の点数。

		《麻酔に使用した薬剤料は別途算定》																																																						
手術	抜歯手術 (1歯につき)	乳歯 …… 130 (195)	前歯 …… 160 (240)	白歯 …… 270 (405)	難抜歯加算 …… +230 (+345) (前歯、白歯のみ、歯根肥大・骨の癒着歯等に対する骨の開さく又は歯根分離術)																																																			
	埋伏歯 …… 1080 (1620) (骨性の完全埋伏歯又は水平埋伏歯に限る)	下顎智歯 (骨性・水平埋伏) …… +130 (+195)	歯根分割掻爬術 …… 260 (390)	ヘミセクション (分割抜歯) …… 470 (705)	抜歯窩再掻爬手術 …… 130 (195)																																																			
	歯槽骨整形手術 } …… 110 (165) 骨瘤除去手術 }	腐骨除去手術 歯槽部に限局するもの …… 600 (900)	顎骨 (片側の1/3未満) …… 1300 (1950)	顎骨 (片側の1/3以上) …… 3420 (5130)	口腔内消炎手術 智歯周囲炎の歯肉弁切除等 …… 120 (156) 歯肉膿瘍等 …… 180 (234) 骨膜下膿瘍、口蓋膿瘍等 …… 230 (345) 顎炎又は顎骨骨髓炎等 1/3顎未満 …… 750 (1125) 1/3顎以上 …… 2600 (3900) 全顎 …… 5700 (8550)																																																			
		口腔外消炎手術 (骨膜下・皮下膿瘍、蜂窩織炎等) 2cm未満のもの …… 180 (270) 2cm以上5cm未満のもの …… 300 (450) 5cm以上のもの …… 750 (1125)	歯根嚢胞摘出手術 歯冠大 …… 800 (1200) 拇指頭大 …… 1350 (2025) 鶏卵大 …… 2040 (3060)	歯根端切除手術 (1歯につき) (歯根端閉鎖の費用を含む) 歯科CT、手術用顕微鏡を使用 …… 2000 (3000) 上記以外 …… 1350 (2025) 注) 歯根端切除と歯根嚢胞摘出を同時に行った場合の従たる手術は50/100算定。	口腔内軟組織異物(人工物)除去術 簡単なもの …… 30 (45) 困難なもの 浅在性のもの …… 680 (1020) 深在性のもの …… 1290 (1935)																																																			
			歯肉、歯槽部腫瘍手術 (エプーリスを含む) 軟組織に限局するもの …… 600 (900) 硬組織に及ぶもの …… 1300 (1950)	顎関節脱臼非観血的整復術 (片側) …… 410 (615)	歯槽骨骨折非観血的整復術 1~2歯 …… 680 (1020) 3歯以上 …… 1300 (1950)																																																			
			創傷処理 (口腔内縫合術) 長径5cm未満(小深) …… 1400 (2100) 5cm以上10cm未満(中深) …… 1880 (2820) 5cm未満(小浅) …… 530 (795) 5cm以上10cm未満(中浅) …… 950 (1425)	歯周外科手術 歯周ポケット掻爬術 …… 80 (120) 新付着手術 …… 160 (240) 歯肉切除手術 …… 320 (480) 歯肉剥離掻爬手術 …… 630 (945) 歯周組織再生誘導手術 (GTR術) (材料料は別算定) 1次手術(誘導膜の固定) …… 840 (1260) FOP及びGTR1次手術時歯根面レーザー 応用加算 …… +60 (+90) 2次手術(非吸収性膜の除去) …… 380 (570)																																																				
					歯肉歯槽粘膜形成手術 歯肉弁根尖側移動術 …… 770 (1155) 歯肉弁歯冠側移動術 …… 770 (1155) 歯肉弁側方移動術 …… 770 (1155) 遊離歯肉移植術 (手術野ごと) …… 770 (1155) SPT開始後の歯周外科手術は50/100で算定																																																			
					頬、口唇、舌小帯形成術 …… 630 (945)																																																			
	麻酔	伝達麻酔 …… 42 (63) (下顎孔・眼窩下孔)	浸潤麻酔 …… 30 (45) (手術、120点以上の処置、特に規定する処置、歯冠形成、う蝕歯即時充填形成、う蝕歯インレー修復形成以外で算定)	吸入鎮静法 30分まで …… 70 (105) 30分を超えた場合は30分又はその端数を増すごとに …… +10 (+15)	静脈内鎮静法 …… 600 (900)																																																			
		補綴時診断料 (1装置につき) 新製 (ブリッジ、有床義歯の新製) …… 90 新製以外 …… 70	歯冠形成 (1歯につき) (大臼歯の1/2冠は生活歯をブリッジの支台に用いる場合に限り) <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="3">金属冠</th><th colspan="2">非金属冠</th><th>既製冠</th></tr><tr><th>前歯1/2冠 レジン前装金属冠 レジン前装チタン冠</th><th>白歯1/2冠 FMC チタン冠</th><th>接着Brの支台 接着冠</th><th>硬質レジン</th><th>CAD/CAM冠 高強度硬質 レジンブリッジ</th><th>乳歯金属冠 既製金属冠</th></tr></thead><tbody><tr><td>生PZ</td><td>796 (1194)</td><td>306 (459)</td><td>796 (1194)</td><td>306 (459)</td><td>796 (1194)</td><td>120 (180)</td></tr><tr><td>失PZ</td><td>636 (954)</td><td>166 (249)</td><td></td><td>166 (249)</td><td>636 (954)</td><td>114 (171)</td></tr></tbody></table> ブリッジ支台歯形成加算 (金属冠、非金属冠) …… +20 (+30)		金属冠			非金属冠		既製冠	前歯1/2冠 レジン前装金属冠 レジン前装チタン冠	白歯1/2冠 FMC チタン冠	接着Brの支台 接着冠	硬質レジン	CAD/CAM冠 高強度硬質 レジンブリッジ	乳歯金属冠 既製金属冠	生PZ	796 (1194)	306 (459)	796 (1194)	306 (459)	796 (1194)	120 (180)	失PZ	636 (954)	166 (249)		166 (249)	636 (954)	114 (171)	ファイバーポスト (材料料を含む) (大・小白歯は根管数により最大2本まで) <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2"></th><th>ファイバー ポスト</th><th>直接法</th><th>間接法</th></tr></thead><tbody><tr><td>大臼歯</td><td>1本 262 (349) 2本 323 (410)</td><td>284 (382) 345 (443)</td><td></td></tr><tr><td>前・小白歯</td><td>1本 224 (298) 2本 285 (359)</td><td>246 (331) 307 (392)</td><td></td></tr></tbody></table>		ファイバー ポスト	直接法	間接法	大臼歯	1本 262 (349) 2本 323 (410)	284 (382) 345 (443)		前・小白歯	1本 224 (298) 2本 285 (359)	246 (331) 307 (392)		即時充填形成 (充形) …… 128 (192) インレー修復形成 (修形) …… 120 (180)												
	金属冠				非金属冠		既製冠																																																	
	前歯1/2冠 レジン前装金属冠 レジン前装チタン冠	白歯1/2冠 FMC チタン冠	接着Brの支台 接着冠	硬質レジン	CAD/CAM冠 高強度硬質 レジンブリッジ	乳歯金属冠 既製金属冠																																																		
生PZ	796 (1194)	306 (459)	796 (1194)	306 (459)	796 (1194)	120 (180)																																																		
失PZ	636 (954)	166 (249)		166 (249)	636 (954)	114 (171)																																																		
	ファイバー ポスト	直接法	間接法																																																					
	大臼歯	1本 262 (349) 2本 323 (410)	284 (382) 345 (443)																																																					
前・小白歯	1本 224 (298) 2本 285 (359)	246 (331) 307 (392)																																																						
歯冠	テンポラリークラウン (1歯1回) (製作、装着、装着材料料の費用を含む) …… 34 (51) (前歯のレジン前装金属冠、硬質レジンジャケット冠、レジン前装チタン冠、CAD/CAM冠)	窩洞形成 (KP) {単純なもの …… 60 (90) 複雑なもの …… 86 (129) ※Br支台歯形成加算として複雑なもののみ(1歯につき)+20 (+30) う蝕歯無痛窩洞形成加算 (う蝕無痛) (KPと充形が対象) …… +40 (+60)	支台築造 (材料料を含む) <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2"></th><th>メタルコア</th><th>その他</th></tr></thead><tbody><tr><td>大臼歯 260 (348)</td><td>159 (222)</td></tr><tr><td>前・小白歯 202 (277)</td><td>147 (210)</td></tr></tbody></table>		メタルコア	その他	大臼歯 260 (348)	159 (222)	前・小白歯 202 (277)	147 (210)	乳歯冠 (材料料を含む) 乳歯金属冠 …… 230 (330) 乳歯ジャケット冠 …… 392 (587) CRジャケット冠 (複合レジン系) (乳歯・永久歯の前歯のみ) 充填用材料 I …… 430 (625) 充填用材料 II …… 405 (600) 既製金属冠 …… 229 (329)																																													
		メタルコア	その他																																																					
		大臼歯 260 (348)	159 (222)																																																					
	前・小白歯 202 (277)	147 (210)																																																						
	印象採得料 (1個につき) 支台築造 (メタルコア・ファイバーポストの印象) …… 50 (75) 単純 …… 32 (48) 連合 …… 64 (96)	咬合採得料 (1個につき) …… 18 (27)	装着料 (1個につき) 歯冠修復 …… 45 (68) 内面処理加算 I (CAD/CAM冠、CAD/CAMインレー) …… +45 (+68)	歯冠修復 (材料料を含む、装着料・装着材料料は別算定) (大臼歯の1/2冠は生活歯をブリッジの支台に用いる場合に限り) (レジン前装金属冠は前歯又はブリッジ支台の第1小白歯に限る) <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">金属歯冠修復</th><th colspan="2">インレー</th><th rowspan="2">前歯1/2冠</th><th rowspan="2">白歯1/2冠</th><th rowspan="2">FMC</th><th>レジン前装金属冠</th></tr><tr><th>単純なもの</th><th>複雑なもの</th><th>前歯・小白歯</th></tr></thead><tbody><tr><td>乳歯</td><td>銀合金 205</td><td>315</td><td></td><td></td><td>502</td><td></td></tr><tr><td>前歯・小白歯</td><td>金パラ 438</td><td>778</td><td>980</td><td>920</td><td>1219</td><td>2127</td></tr><tr><td></td><td>銀合金 205</td><td>315</td><td>408</td><td>348</td><td>502</td><td>1280</td></tr><tr><td>大臼歯</td><td>金パラ 555</td><td>959</td><td></td><td>1159</td><td>1523</td><td></td></tr><tr><td></td><td>銀合金 214</td><td>325</td><td></td><td>363</td><td>520</td><td></td></tr><tr><td>14K (前歯に限る)</td><td></td><td>1463</td><td>1843</td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	金属歯冠修復	インレー		前歯1/2冠	白歯1/2冠	FMC	レジン前装金属冠	単純なもの	複雑なもの	前歯・小白歯	乳歯	銀合金 205	315			502		前歯・小白歯	金パラ 438	778	980	920	1219	2127		銀合金 205	315	408	348	502	1280	大臼歯	金パラ 555	959		1159	1523			銀合金 214	325		363	520		14K (前歯に限る)		1463	1843			
	金属歯冠修復	インレー		前歯1/2冠		白歯1/2冠	FMC				レジン前装金属冠																																													
		単純なもの	複雑なもの		前歯・小白歯																																																			
	乳歯	銀合金 205	315			502																																																		
	前歯・小白歯	金パラ 438	778	980	920	1219	2127																																																	
		銀合金 205	315	408	348	502	1280																																																	
大臼歯	金パラ 555	959		1159	1523																																																			
	銀合金 214	325		363	520																																																			
14K (前歯に限る)		1463	1843																																																					
歯冠修復 (材料料を含む、装着料・装着材料料は別算定) <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">根面板</th><th colspan="2">前歯・小白歯</th><th>大臼歯</th></tr><tr><th>金パラ</th><th>銀合金</th><th>レジン充填</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>438</td><td>205</td><td>555</td></tr><tr><td></td><td></td><td>214</td><td>117 (170)</td></tr></tbody></table>	根面板	前歯・小白歯		大臼歯	金パラ	銀合金	レジン充填		438	205	555			214	117 (170)	チタン冠 (大臼歯に限る) …… 1266 レジン前装チタン冠 (前歯に限る) …… 1866																																								
根面板		前歯・小白歯		大臼歯																																																				
	金パラ	銀合金	レジン充填																																																					
	438	205	555																																																					
		214	117 (170)																																																					
非金属歯冠修復 (材料料を含む) レジンインレー {単純 …… 157 複雑 …… 220 硬質レジンジャケット冠 (前歯・小白歯) (大臼歯は金属アレルギーに限る) {光重合 …… 951 加熱重合 …… 776	CAD/CAM冠 (材料料を含む) <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2"></th><th>CAD/CAM冠用材料</th><th>CAD/CAM冠</th><th>CAD/CAMインレー</th></tr></thead><tbody><tr><td>小白歯</td><td>I 1388</td><td>938</td><td></td></tr><tr><td></td><td>II 1381</td><td>931</td><td></td></tr><tr><td>大臼歯</td><td>III 1550</td><td>1100</td><td></td></tr><tr><td>前歯</td><td>IV 1638</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>		CAD/CAM冠用材料	CAD/CAM冠	CAD/CAMインレー	小白歯	I 1388	938			II 1381	931		大臼歯	III 1550	1100		前歯	IV 1638			小児保障装置 (印象採得料は単純印象で算定、クラウンループ又はバンドループを装着した場合に限る) …… 600 (900)																																		
	CAD/CAM冠用材料		CAD/CAM冠	CAD/CAMインレー																																																				
	小白歯	I 1388	938																																																					
	II 1381	931																																																						
大臼歯	III 1550	1100																																																						
前歯	IV 1638																																																							
印象採得料 (1個につき) 支台築造 (メタルコア・ファイバーポストの印象) …… 50 (75) 単純 …… 32 (48) 連合 …… 64 (96)	咬合採得料 (1個につき) …… 18 (27)	装着料 (1個につき) 歯冠修復 …… 45 (68) 内面処理加算 I (CAD/CAM冠、CAD/CAMインレー) …… +45 (+68)	歯冠修復 (材料料を含む、装着料・装着材料料は別算定) (大臼歯の1/2冠は生活歯をブリッジの支台に用いる場合に限り) (レジン前装金属冠は前歯又はブリッジ支台の第1小白歯に限る) <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">金属歯冠修復</th><th colspan="2">インレー</th><th rowspan="2">前歯1/2冠</th><th rowspan="2">白歯1/2冠</th><th rowspan="2">FMC</th><th>レジン前装金属冠</th></tr><tr><th>単純なもの</th><th>複雑なもの</th><th>前歯・小白歯</th></tr></thead><tbody><tr><td>乳歯</td><td>銀合金 205</td><td>315</td><td></td><td></td><td>502</td><td></td></tr><tr><td>前歯・小白歯</td><td>金パラ 438</td><td>778</td><td>980</td><td>920</td><td>1219</td><td>2127</td></tr><tr><td></td><td>銀合金 205</td><td>315</td><td>408</td><td>348</td><td>502</td><td>1280</td></tr><tr><td>大臼歯</td><td>金パラ 555</td><td>959</td><td></td><td>1159</td><td>1523</td><td></td></tr><tr><td></td><td>銀合金 214</td><td>325</td><td></td><td>363</td><td>520</td><td></td></tr><tr><td>14K (前歯に限る)</td><td></td><td>1463</td><td>1843</td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	金属歯冠修復	インレー		前歯1/2冠	白歯1/2冠	FMC	レジン前装金属冠	単純なもの	複雑なもの	前歯・小白歯	乳歯	銀合金 205	315			502		前歯・小白歯	金パラ 438	778	980	920	1219	2127		銀合金 205	315	408	348	502	1280	大臼歯	金パラ 555	959		1159	1523			銀合金 214	325		363	520		14K (前歯に限る)		1463	1843				
金属歯冠修復	インレー		前歯1/2冠		白歯1/2冠	FMC				レジン前装金属冠																																														
	単純なもの	複雑なもの		前歯・小白歯																																																				
乳歯	銀合金 205	315			502																																																			
前歯・小白歯	金パラ 438	778	980	920	1219	2127																																																		
	銀合金 205	315	408	348	502	1280																																																		
大臼歯	金パラ 555	959		1159	1523																																																			
	銀合金 214	325		363	520																																																			
14K (前歯に限る)		1463	1843																																																					
歯冠修復 (材料料を含む、装着料・装着材料料は別算定) <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">根面板</th><th colspan="2">前歯・小白歯</th><th>大臼歯</th></tr><tr><th>金パラ</th><th>銀合金</th><th>レジン充填</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>438</td><td>205</td><td>555</td></tr><tr><td></td><td></td><td>214</td><td>117 (170)</td></tr></tbody></table>	根面板	前歯・小白歯		大臼歯	金パラ	銀合金	レジン充填		438	205	555			214	117 (170)	チタン冠 (大臼歯に限る) …… 1266 レジン前装チタン冠 (前歯に限る) …… 1866																																								
根面板		前歯・小白歯		大臼歯																																																				
	金パラ	銀合金	レジン充填																																																					
	438	205	555																																																					
		214	117 (170)																																																					
非金属歯冠修復 (材料料を含む) レジンインレー {単純 …… 157 複雑 …… 220 硬質レジンジャケット冠 (前歯・小白歯) (大臼歯は金属アレルギーに限る) {光重合 …… 951 加熱重合 …… 776	CAD/CAM冠 (材料料を含む) <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2"></th><th>CAD/CAM冠用材料</th><th>CAD/CAM冠</th><th>CAD/CAMインレー</th></tr></thead><tbody><tr><td>小白歯</td><td>I 1388</td><td>938</td><td></td></tr><tr><td></td><td>II 1381</td><td>931</td><td></td></tr><tr><td>大臼歯</td><td>III 1550</td><td>1100</td><td></td></tr><tr><td>前歯</td><td>IV 1638</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>		CAD/CAM冠用材料	CAD/CAM冠	CAD/CAMインレー	小白歯	I 1388	938			II 1381	931		大臼歯	III 1550	1100		前歯	IV 1638			小児保障装置 (印象採得料は単純印象で算定、クラウンループ又はバンドループを装着した場合に限る) …… 600 (900)																																		
	CAD/CAM冠用材料		CAD/CAM冠	CAD/CAMインレー																																																				
	小白歯	I 1388	938																																																					
	II 1381	931																																																						
大臼歯	III 1550	1100																																																						
前歯	IV 1638																																																							

社会保険歯科診療報酬点数早見表(4)

(令和6年1月1日実施)

日本歯科医師会

<注> 下記点数のうちゴシックは所定点数、() の点数は6歳未満の乳幼児又は著しく歯科診療が困難な者を診療した場合の点数。

ブリッジ	ブリッジ (1装置につき)	接着冠 (材料料を含む)			ボンテック (1歯につき) (材料料を含む)					
		5歯以下	6歯以上		前歯	小白歯	大白歯	小 白 歯	1361	
	印象採得料	282 (423)	334 (501)	金パラ	980	920	1159	大 白 歯	1665	
	咬合採得料	76 (114)	150 (225)	銀合金	408	348	363	大・小白歯	486	
	リテイナー	100 (150)	300 (450)					前 歯	1920	
	試適料 (前歯部に係る場合)	40 (60)	80 (120)					小 白 歯	1561	
	装着料	150 (225)	300 (450)					大 白 歯	1725	
	仮着料	40 (60)	80 (120)					前 歯	1247	
								小 白 歯	701	
								大 白 歯	561	
	内面処理加算1 (高強度硬質レジンブリッジ) ……	+90 (+135)								
	内面処理加算2 (接着ブリッジ) (接着冠ごとに) …	1歯…+45 (+68) 2歯…+90 (+135)								
	注) ○5歯以下: 支台歯とボンテック数の合計が5歯以下の場合 6歯以上: 支台歯とボンテック数の合計が6歯以上の場合 ○接着ブリッジは、1歯欠損症例のみで、支台歯のうち1歯以上が接着ブリッジ支台歯の場合。									
	高強度硬質レジンブリッジ (1装置につき) (材料料を含む) ……	4229								
クラウン・ブリッジ維持管理料	クラウン・ブリッジ維持管理料 (補管) (1装置につき) 《文書により情報提供を行った場合に算定》	○クラウン・ブリッジ維持管理料には2年以内における同一部位を含む新たな歯冠補綴物又はブリッジの製作にかかわる費用を含む。 ○クラウン・ブリッジ維持管理中の補綴物の脱離再装着、対象歯の充填治療については、クラウン・ブリッジ維持管理料に含まれる。(装着材料料は別算定) ○クラウン・ブリッジ維持管理の対象となる歯冠補綴物は、インレーを除く金属歯冠修復、チタン冠、レジン前装金属冠、レジン前装チタン冠、硬質レジンジャケット冠、CAD/CAM冠である。			○すべての支台をインレーとするブリッジはクラウン・ブリッジ維持管理の対象としない。 ○乳歯(後継永久歯が先天性に欠如している乳歯を除く)はクラウン・ブリッジ維持管理の対象としない。 ○6歳未満の乳幼児若しくは著しく歯科診療が困難な者を診療した場合、又は歯科訪問診療についてはクラウン・ブリッジ維持管理の対象としない。 ○金属アレルギー患者に対する非金属歯冠修復、CAD/CAM冠及び高強度硬質レジンブリッジについては、クラウン・ブリッジ維持管理料の対象としない。 ○永久歯に対する既成の金属冠による歯冠修復はクラウン・ブリッジ維持管理料の対象としない。					
		歯冠補綴物	5歯以下ブリッジ	6歯以上ブリッジ					レジン前装金属冠 レジン前装金属ボンテック	窩洞形成 + 充填 + 材料料 60 (90) 106 (159)
		100	330	440					歯冠継続歯、レジンジャケット冠、ボンテック、高強度硬質レジンブリッジ(修理内容及び部位にかかわらず3歯として算定)	修理 + 人工歯料 70 (105)
有床義歯	印象採得料 (1装置につき)	単純印象 { 簡単なもの …… 42 (63) 困難なもの …… 72 (108)			連合印象 …… 230 (391) 特殊印象 …… 272 (462)					
	咬合採得料 (1装置につき)	少数歯欠損 (1床1歯~8歯) …… 57 (97) 多数歯欠損 (1床9歯~14歯) …… 187 (318) 総 義 歯 …… 283 (481)			仮床試適料 (1床につき) 少数歯欠損 (1床1歯~8歯) …… 40 (60) 多数歯欠損 (1床9歯~14歯) …… 100 (150) 総 義 歯 …… 190 (285)					
	磁性アタッチメント (材料料を含む)	前歯・小白歯			大白歯					
		キーパー付根面板 (キーパー代を含む)	金パラ	1077	1258					
			銀合金	614	624					
		磁石構造体	1037 (1167)							
	鑄造鉤 (材料料を含む)	双子鉤	二腕鉤 (レスト付)							
		大大・大小	犬小・小小	大白歯	小白・犬歯	前 歯				
		14 K	1783	1498	1478	1189	970			
		金 パ ラ	1239	1025	910	822	780			
	コバルトクロム合金	260	260	240	240	240				
線 鉤 (材料料を含む)	双子鉤	二腕鉤 (レスト付)			レストなし					
	14 K	953	719	-						
	不銹鋼・特殊鋼	231	163	139						
コンビネーション鉤 (材料料を含む、線鉤は不銹鋼・特殊鋼)	大白歯	小白・犬歯	前 歯							
	鑄造鉤	金 パ ラ	574	530	508					
		コ バ ル ト	274	274	274					
バ ー (1個につき) (材料料を含む)	屈曲 不銹鋼・特殊鋼 …… 298									
	鑄造 { 金パラ …… 2035 コバルトクロム合金 …… 476									
	保持装置 (1個につき) …… +62									
	間接支台装置 (1個につき) …… 111									
	有床義歯 (装着料・材料料を含む、人工歯料は別算定) 《 》内は歯科訪問診療料のみ算定患者の点数	レジン床義歯			熱可塑性義歯		有床義歯内面適合法 (硬質材料)			
							6月以内			
	局 部 義 歯	1歯~4歯	656 (686)	727 (757)	276 (457) 《427》	168 (274) 《244》				
		5歯~8歯	795 (825)	949 (979)	328 (546) 《516》	194 (318) 《288》				
		9歯~11歯	1097 (1157)	1221 (1281)	490 (809) 《749》	305 (495) 《435》				
		12歯~14歯	1529 (1589)	1835 (1895)	692 (1152) 《1092》	406 (666) 《606》				
	総 義 歯	2424 (2539)	2949 (3064)	1020 (1688) 《1573》	625 (1017) 《902》					
	下顎総義歯内面適合法 軟質材料	シリコン系 …… 1596 (2551) 《2436》 6月以内 …… 996 (1531) 《1416》 アクリル系 …… 1530 (2485) 《2370》 6月以内 …… 930 (1465) 《1350》								
	歯科技工加算1 ……	+50 (+85) 《+85》								
	歯科技工加算2 ……	+30 (+51) 《+51》								
	装 着 料	少数歯欠損 (1歯~8歯) …… 60 (90)			多数歯欠損 (9歯~14歯) …… 120 (180)			総 義 歯 …… 230 (345)		
	人工歯料 (有床義歯、ジャケット冠 (乳歯))	部 位			前 歯 部		小 ・ 白 歯 部			
		材 料	両 側	片 側	両 側	片 側				
		レジン歯	24	12	24	12				
		スルフォン樹脂	62	31	87	43				
		硬質レジン歯	58	29	73	37				
		床用陶歯	187	94	101	51				
	補綴隙 (1個につき) ……	65								
	有床義歯修理 (装着料を含む) 《 》内は歯科訪問診療料のみ算定患者の点数	6月以内の修理								
	少数歯欠損 (1歯~8歯)	290 (435) 《420》			160 (240) 《225》					
	多数歯欠損 (9歯~14歯)	320 (480) 《450》			190 (285) 《255》					
	総 義 歯	375 (563) 《505》			245 (368) 《310》					
	歯科技工加算1 (院内技工士により当日に修理、新たな欠損に対する増歯の場合) ……	+50 (+75) 《+75》								
	歯科技工加算2 (院内技工士により翌日に修理、新たな欠損に対する増歯の場合) ……	+30 (+45) 《+45》								
	注) ○印象採得、咬合採得を行った場合はそれぞれの点数を算定する。 ○有床義歯の修理、床裏装の際、人工歯を使用した場合それぞれの人工歯料を別に算定する。									

事 務 連 絡
令和5年11月30日

関 係 団 体 御 中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う
特定保険医療材料（使用歯科材料）の算定について」の一部改正について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）あて連絡したのでお知らせします。

事務連絡
令和5年11月30日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う
特定保険医療材料（使用歯科材料）の算定について」の一部改正について

今般、歯科用貴金属材料の材料価格改定を行い、「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」（平成20年厚生労働省告示第61号）のVIに規定する特定保険医療材料の算定について、関連する通知を下記のとおり改正し、令和6年1月1日から適用する予定であるので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料）の算定について」（令和4年3月4日保医発0304第10号）の別紙1を次のように改正する。

(別紙1)

材料料

M002 支台築造

(支台築造の保険医療材料料 (1 歯につき))

ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。

1 間接法

(1) メタルコアを用いた場合

- イ 大白歯 84 点
- ロ 小白歯・前歯 52 点

(2) ファイバーポストを用いた場合

- イ 大白歯 27 点
- ロ 小白歯・前歯 15 点

2 直接法

(1) ファイバーポストを用いた場合

- イ 大白歯 27 点
- ロ 小白歯・前歯 15 点

(2) その他の場合

- イ 大白歯 33 点
- ロ 小白歯・前歯 21 点

(ファイバーポスト)

- 1 本につき 61 点

M005 装着

1 歯冠修復物 (1 歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料 I

- イ レジン系
 - a 標準型 17 点
 - b 自動練和型 17 点
- ロ グラスアイオノマー系
 - a 標準型 10 点
 - b 自動練和型 12 点

(2) 歯科用合着・接着材料 II 12 点

(3) 歯科用合着・接着材料 III 4 点

2 仮着 (1 歯につき) 4 点

3 口腔内装置等の装着の場合 (1 歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料 I

- イ レジン系
 - a 標準型 17 点
 - b 自動練和型 17 点
- ロ グラスアイオノマー系
 - a 標準型 10 点
 - b 自動練和型 12 点

(2) 歯科用合着・接着材料 II 12 点

(3) 歯科用合着・接着材料 III 又は歯科充填用即時硬化レジン 4 点

M009 充填（1窩洞につき）

1 歯科充填用材料 I

- (1) 複合レジン系
 - イ 単純なもの 11点
 - ロ 複雑なもの 29点
- (2) グラスアイオノマー系
 - イ 標準型
 - a 単純なもの 8点
 - b 複雑なもの 22点
 - ロ 自動練和型
 - a 単純なもの 9点
 - b 複雑なもの 23点

2 歯科充填用材料 II

- (1) 複合レジン系
 - イ 単純なもの 4点
 - ロ 複雑なもの 11点
- (2) グラスアイオノマー系
 - イ 標準型
 - a 単純なもの 3点
 - b 複雑なもの 8点
 - ロ 自動練和型
 - a 単純なもの 6点
 - b 複雑なもの 17点

M010 金属歯冠修復（1個につき）

1 14カラット金合金

- (1) インレー
 - 複雑なもの 1,179点
- (2) 4分の3冠 1,473点

2 金銀パラジウム合金（金12%以上）

- (1) 大白歯
 - イ インレー
 - a 単純なもの 365点
 - b 複雑なもの 675点
 - ロ 5分の4冠 849点
 - ハ 全部金属冠 1,069点
- (2) 小白歯・前歯
 - イ インレー
 - a 単純なもの 248点
 - b 複雑なもの 494点
 - ロ 4分の3冠 610点
 - ハ 5分の4冠 610点
 - ニ 全部金属冠 765点

3 銀合金

- (1) 大白歯
 - イ インレー

a	単純なもの	24 点
b	複雑なもの	41 点
ロ	5分の4冠	53 点
ハ	全部金属冠	66 点
(2)	小白歯・前歯・乳歯	
イ	インレー	
a	単純なもの	15 点
b	複雑なもの	31 点
ロ	4分の3冠（乳歯を除く。）	38 点
ハ	5分の4冠（乳歯を除く。）	38 点
ニ	全部金属冠	48 点
M010-2	チタン冠（1歯につき）	66 点
M010-3	接着冠（1歯につき）	
1	金銀パラジウム合金（金12%以上）	
(1)	前歯	610 点
(2)	小白歯	610 点
(3)	大白歯	849 点
2	銀合金	
(1)	前歯	38 点
(2)	小白歯	38 点
(3)	大白歯	53 点
M010-4	根面被覆（1歯につき）	
1	根面板によるもの	
(1)	金銀パラジウム合金（金12%以上）	
イ	大白歯	365 点
ロ	小白歯・前歯	248 点
(2)	銀合金	
イ	大白歯	24 点
ロ	小白歯・前歯	15 点
2	レジン充填によるもの	
(1)	複合レジン系	11 点
(2)	ガラスアイオノマー系	
イ	標準型	8 点
ロ	自動練和型	9 点
M011	レジン前装金属冠（1歯につき）	
1	金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合	953 点
2	銀合金を用いた場合	106 点
M011-2	レジン前装チタン冠（1歯につき）	66 点
M015	非金属歯冠修復（1歯につき）	
1	レジンインレー	
(1)	単純なもの	29 点
(2)	複雑なもの	40 点
2	硬質レジンジャケット冠	
(1)	歯冠用加熱重合硬質レジン	8 点
(2)	歯冠用光重合硬質レジン	183 点

M015-2 CAD/CAM冠（1歯につき）

1 前歯

CAD/CAM冠用材料（Ⅳ） 438点

2 小臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料（Ⅰ） 188点

(2) CAD/CAM冠用材料（Ⅱ） 181点

3 大臼歯

CAD/CAM冠用材料（Ⅲ） 350点

注 CAD/CAM冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「2 小臼歯」により算定する。

M015-3 CAD/CAMインレー（1歯につき）

1 小臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料（Ⅰ） 188点

(2) CAD/CAM冠用材料（Ⅱ） 181点

2 大臼歯

CAD/CAM冠用材料（Ⅲ） 350点

注 CAD/CAM冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「1 小臼歯」により算定する。

M016 乳歯冠（1歯につき）

1 乳歯金属冠 30点

2 その他の場合

乳歯に対してジャケット冠を装着する場合

[次の材料料と人工歯料との合計により算定する。]

1歯につき 2点

M016-3 既製金属冠（1歯につき）

29点

M017 ポンティック（1歯につき）

1 鑄造ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）

イ 大臼歯 1,231点

ロ 小臼歯 927点

(2) 銀合金

大臼歯・小臼歯 52点

2 レジン前装金属ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合

イ 前歯 740点

ロ 小臼歯 927点

ハ 大臼歯 1,231点

(2) 銀合金を用いた場合

イ 前歯 67点

ロ 小臼歯 67点

ハ 大臼歯 67点

M017-2 高強度硬質レジnbrリッジ（1装置につき）

1,629点

M018 有床義歯

[次の材料料と人工歯料との合計により算定する。]

1 局部義歯（1床につき）

(1) 1 歯から 4 歯まで	2 点
(2) 5 歯から 8 歯まで	3 点
(3) 9 歯から 11 歯まで	5 点
(4) 12 歯から 14 歯まで	7 点
2 総義歯 (1 顎につき)	10 点
M019 熱可塑性樹脂有床義歯 (1 床につき)	
〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕	
熱可塑性樹脂有床義歯 (1 床につき)	37 点
M020 鑄造鉤 (1 個につき)	
1 14 カラット金合金	
(1) 双子鉤	
イ 大・小白歯	1,528 点
ロ 犬歯・小白歯	1,243 点
(2) 二腕鉤 (レストつき)	
イ 大白歯	1,243 点
ロ 犬歯・小白歯	954 点
ハ 前歯 (切歯)	735 点
2 金銀パラジウム合金 (金 12% 以上)	
(1) 双子鉤	
イ 大・小白歯	984 点
ロ 犬歯・小白歯	770 点
(2) 二腕鉤 (レストつき)	
イ 大白歯	675 点
ロ 犬歯・小白歯	587 点
ハ 前歯 (切歯)	545 点
3 鑄造用コバルトクロム合金	5 点
M021 線鉤 (1 個につき)	
1 不銹鋼及び特殊鋼	7 点
2 14 カラット金合金	
(1) 双子鉤	729 点
(2) 二腕鉤 (レストつき)	563 点
M021-2 コンビネーション鉤 (1 個につき)	
1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金 (金 12% 以上)、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1) 前歯	272 点
(2) 犬歯・小白歯	294 点
(3) 大白歯	338 点
2 鑄造鉤又はレストに鑄造用コバルトクロム合金、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1) 前歯	38 点
(2) 犬歯・小白歯	38 点
(3) 大白歯	38 点
M021-3 磁性アタッチメント (1 個につき)	
1 磁石構造体	777 点
2 キーパー付き根面板	
(根面板の保険医療材料 (1 歯につき))	

キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。

(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）

イ 大臼歯	675 点
ロ 小臼歯・前歯	494 点

(2) 銀合金

イ 大臼歯	41 点
ロ 小臼歯・前歯	31 点

(キーパー)

1 個につき	233 点
--------	-------

M023 バー（1 個につき）

1 鋳造バー

(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	1,577 点
(2) 鋳造用コバルトクロム合金	18 点

2 屈曲バー

不銹鋼及び特殊鋼	30 点
----------	------

M030 有床義歯内面適合法

軟質材料を用いる場合（1 顎につき）

1 シリコン系	166 点
2 アクリル系	100 点

(参考：新旧対照表)

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料料）の算定について」
（令和4年3月4日保医発 0304 第10号）の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現 行
(別紙1) 材料料 M002 支台築造 (支台築造の保険医療材料料 (1 歯につき)) ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。 1 間接法 (1) メタルコアを用いた場合 イ 大白歯 <u>84 点</u> ロ (略) (2) (略) 2 (略) M005～M009 (略) M010 金属歯冠修復 (1 個につき) 1 14カラット金合金 (1) インレー 複雑なもの <u>1,179 点</u> (2) 4分の3冠 <u>1,473 点</u> 2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) (1) 大白歯 イ インレー a 単純なもの <u>365 点</u> b 複雑なもの <u>675 点</u>	(別紙1) 材料料 M002 支台築造 (支台築造の保険医療材料料 (1 歯につき)) ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。 1 間接法 (1) メタルコアを用いた場合 イ 大白歯 <u>83 点</u> ロ (略) (2) (略) 2 (略) M005～M009 (略) M010 金属歯冠修復 (1 個につき) 1 14カラット金合金 (1) インレー 複雑なもの <u>1,151 点</u> (2) 4分の3冠 <u>1,438 点</u> 2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) (1) 大白歯 イ インレー a 単純なもの <u>372 点</u> b 複雑なもの <u>688 点</u>

ロ 5分の4冠	<u>849点</u>	ロ 5分の4冠	<u>866点</u>
ハ 全部金属冠	<u>1,069点</u>	ハ 全部金属冠	<u>1,089点</u>
(2) 小臼歯・前歯		(2) 小臼歯・前歯	
イ インレー		イ インレー	
a 単純なもの	<u>248点</u>	a 単純なもの	<u>253点</u>
b 複雑なもの	<u>494点</u>	b 複雑なもの	<u>504点</u>
ロ 4分の3冠	<u>610点</u>	ロ 4分の3冠	<u>622点</u>
ハ 5分の4冠	<u>610点</u>	ハ 5分の4冠	<u>622点</u>
ニ 全部金属冠	<u>765点</u>	ニ 全部金属冠	<u>780点</u>
3 銀合金		3 銀合金	
(1) 大臼歯		(1) 大臼歯	
イ (略)		イ (略)	
ロ (略)		ロ (略)	
ハ 全部金属冠	<u>66点</u>	ハ 全部金属冠	<u>65点</u>
(2) 小臼歯・前歯・乳歯		(2) 小臼歯・前歯・乳歯	
イ インレー		イ インレー	
a (略)		a (略)	
b 複雑なもの	<u>31点</u>	b 複雑なもの	<u>30点</u>
ロ 4分の3冠(乳歯を除く。)	<u>38点</u>	ロ 4分の3冠(乳歯を除く。)	<u>37点</u>
ハ 5分の4冠(乳歯を除く。)	<u>38点</u>	ハ 5分の4冠(乳歯を除く。)	<u>37点</u>
ニ (略)		ニ (略)	
M010-2 (略)		M010-2 (略)	
M010-3 接着冠(1歯につき)		M010-3 接着冠(1歯につき)	
1 金銀パラジウム合金(金12%以上)		1 金銀パラジウム合金(金12%以上)	
(1) 前歯	<u>610点</u>	(1) 前歯	<u>622点</u>
(2) 小臼歯	<u>610点</u>	(2) 小臼歯	<u>622点</u>
(3) 大臼歯	<u>849点</u>	(3) 大臼歯	<u>866点</u>
2 銀合金		2 銀合金	

(1) 前歯	<u>38 点</u>	(1) 前歯	<u>37 点</u>
(2) 小臼歯	<u>38 点</u>	(2) 小臼歯	<u>37 点</u>
(3) (略)		(3) (略)	
M010-4 根面被覆 (1 歯につき)		M010-4 根面被覆 (1 歯につき)	
1 根面板によるもの		1 根面板によるもの	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
イ 大白歯	<u>365 点</u>	イ 大白歯	<u>372 点</u>
ロ 小臼歯・前歯	<u>248 点</u>	ロ 小臼歯・前歯	<u>253 点</u>
(2) (略)		(2) (略)	
2 (略)		2 (略)	
M011 レジン前装金属冠 (1 歯につき)		M011 レジン前装金属冠 (1 歯につき)	
1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	<u>953 点</u>	1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	<u>971 点</u>
2 銀合金を用いた場合	<u>106 点</u>	2 銀合金を用いた場合	<u>105 点</u>
M011-2~M016-3 (略)		M011-2~M016-3 (略)	
M017 ポンティック (1 歯につき)		M017 ポンティック (1 歯につき)	
1 鋳造ポンティック		1 鋳造ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
イ 大白歯	<u>1,231 点</u>	イ 大白歯	<u>1,254 点</u>
ロ 小臼歯	<u>927 点</u>	ロ 小臼歯	<u>945 点</u>
(2) (略)		(2) (略)	
2 レジン前装金属ポンティック		2 レジン前装金属ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	
イ 前歯	<u>740 点</u>	イ 前歯	<u>754 点</u>
ロ 小臼歯	<u>927 点</u>	ロ 小臼歯	<u>945 点</u>
ハ 大白歯	<u>1,231 点</u>	ハ 大白歯	<u>1,254 点</u>
(2) (略)		(2) (略)	
M017-2~M019 (略)		M017-2~M019 (略)	
M020 鋳造鉤 (1 個につき)		M020 鋳造鉤 (1 個につき)	
1 14カラット金合金		1 14カラット金合金	

(1) 双子鉤		(1) 双子鉤	
イ 大・小白歯	<u>1,528 点</u>	イ 大・小白歯	<u>1,491 点</u>
ロ 犬歯・小白歯	<u>1,243 点</u>	ロ 犬歯・小白歯	<u>1,213 点</u>
(2) 二腕鉤 (レストつき)		(2) 二腕鉤 (レストつき)	
イ 大白歯	<u>1,243 点</u>	イ 大白歯	<u>1,213 点</u>
ロ 犬歯・小白歯	<u>954 点</u>	ロ 犬歯・小白歯	<u>932 点</u>
ハ 前歯 (切歯)	<u>735 点</u>	ハ 前歯 (切歯)	<u>717 点</u>
2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
(1) 双子鉤		(1) 双子鉤	
イ 大・小白歯	<u>984 点</u>	イ 大・小白歯	<u>1,003 点</u>
ロ 犬歯・小白歯	<u>770 点</u>	ロ 犬歯・小白歯	<u>784 点</u>
(2) 二腕鉤 (レストつき)		(2) 二腕鉤 (レストつき)	
イ 大白歯	<u>675 点</u>	イ 大白歯	<u>688 点</u>
ロ 犬歯・小白歯	<u>587 点</u>	ロ 犬歯・小白歯	<u>599 点</u>
ハ 前歯 (切歯)	<u>545 点</u>	ハ 前歯 (切歯)	<u>555 点</u>
3 (略)		3 (略)	
M021 線鉤 (1個につき)		M021 線鉤 (1個につき)	
1 (略)		1 (略)	
2 14カラット金合金		2 14カラット金合金	
(1) 双子鉤	<u>729 点</u>	(1) 双子鉤	<u>712 点</u>
(2) 二腕鉤 (レストつき)	<u>563 点</u>	(2) 二腕鉤 (レストつき)	<u>550 点</u>
M021-2 コンビネーション鉤 (1個につき)		M021-2 コンビネーション鉤 (1個につき)	
1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金 (金 12%以上)、線鉤 に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合		1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金 (金 12%以上)、線鉤 に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1) 前歯	<u>272 点</u>	(1) 前歯	<u>278 点</u>
(2) 犬歯・小白歯	<u>294 点</u>	(2) 犬歯・小白歯	<u>299 点</u>
(3) 大白歯	<u>338 点</u>	(3) 大白歯	<u>344 点</u>
2 (略)		2 (略)	
M021-3 磁性アタッチメント (1個につき)		M021-3 磁性アタッチメント (1個につき)	
1 (略)		1 (略)	

<p>2 キーパー付き根面板 (根面板の保険医療材料料 (1 歯につき)) キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。</p> <p>(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)</p> <p>イ 大白歯 <u>675 点</u></p> <p>ロ 小臼歯・前歯 <u>494 点</u></p> <p>(2) 銀合金</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 小臼歯・前歯 <u>31 点</u></p> <p>(キーパー) (略)</p> <p>M023 バー (1 個につき)</p> <p>1 鋳造バー</p> <p>(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) <u>1,577 点</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>M030 (略)</p>	<p>2 キーパー付き根面板 (根面板の保険医療材料料 (1 歯につき)) キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。</p> <p>(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)</p> <p>イ 大白歯 <u>688 点</u></p> <p>ロ 小臼歯・前歯 <u>504 点</u></p> <p>(2) 銀合金</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 小臼歯・前歯 <u>30 点</u></p> <p>(キーパー) (略)</p> <p>M023 バー (1 個につき)</p> <p>1 鋳造バー</p> <p>(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) <u>1,608 点</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>M030 (略)</p>
---	---